

特定非営利活動法人
日本助産評価機構

JIME



平成25年度 助産専門職大学院認証評価 評価報告書

はじめに

特定非営利活動法人日本助産評価機構（以下、「本機構」という。）は、公益社団法人日本助産師会、公益社団法人全国助産師教育協議会、一般社団法人日本助産学会の3団体の発起により、2007（平成19）年1月17日に成立した特定非営利活動法人です。助産専門職大学院の認証評価機関として文部科学大臣により2008（平成20）年4月8日付けで認証されました。

助産専門職大学院は、助産に関する深い学識および卓越した能力を養うことを目的とした助産の高度専門職業人の養成を行う教育課程です。すなわち、助産技術の実践、教授・学習理論を踏まえた教育指導、および他職種との協働を含む管理的な能力やリーダーシップを身につけた助産実践者の教育を行います。さらに、時代の変化に応じて、女性と家族の健康ならびに幸福に資するために助産実践を向上させ、教育の変革を推進できる自己開発能力を有する人材を育成します。

本機構は、助産専門職大学院を置く大学からの求めに応じて認証評価を実施します。その目的は、日本助産専門職大学院における教育水準の維持および向上を図ると共に、当該助産専門職大学院の個性的で多様な発展に資することにあります。そのために、本機構が定める評価基準（以下、「評価基準」）を設けております。ここには専門職大学院の設置基準に加えて、本機構が専門職大学院における助産教育に必要かつ有益と考える評価基準も含まれています。従って、助産専門職大学院自らの設置基準を充足することにとどまらず、更なる教育活動の質的向上に向けて発展していくことを目指しています。

2004年（平成16年）4月にわが国はじめての助産学専門職大学院が開設されました。今年度は、2008年度につづく2回目の認証評価となります。

本機構の評価結果を公表することにより、より一層、社会のニーズに沿った助産専門職の育成を実現できるように、助産専門職大学院の教育の改善や質の向上に資する方向を示すことができると考えています。

最後になりましたが、2013（平成25）年度の評価事業にご協力を賜りました評価委員の皆様はじめ関係各位に、この場をお借りして心より御礼申し上げます。

平成26年3月30日
特定非営利活動法人 日本助産評価機構
理事長 堀内 成子

目次

はじめに

I	助産専門職大学院認証評価の概要	1
II	日本助産評価機構の組織体制	6
III	天使大学大学院に対する認証評価結果	8
1.	天使大学大学院に対する評価の経過と結果の構成	8
2.	認証評価結果	10
3.	総評	10
4.	長所および改善を要する点のまとめ	16
5.	助産専門職大学院の各評価基準における評価結果	19
	第1章 教育の理念・目的	19
	第2章 教育課程	22
	第3章 入学者選抜	38
	第4章 学生への支援体制	42
	第5章 教員組織	45
	第6章 施設、設備および図書館等	51
	第7章 管理運営等	54
	第8章 点検・評価	57
	第9章 情報の公開・説明責任	60
	天使大学大学院に対する認証評価スケジュール	62
	天使大学提出資料一覧	63
	資料1	
	平成25年度専門職大学院評価関連委員会等名簿	65
	平成25年度 理事会名簿	
	平成25年度 評議会名簿	
	平成25年度 評価委員会名簿	
	平成25年度 評価チーム名簿	
	資料2 助産専門職大学院の評価基準	70

1 助産専門職大学院認証評価の概要

1 日本助産評価機構の沿革

日本助産評価機構（以下、「本機構」という。）は、2006（平成18）年8月に助産実践及び教育の第三者評価に関する事業を行うことで、助産実践及び教育の質の向上と利用者の選択の利便を支援し、その成果を助産教育機関・実践助産師・一般市民に情報開示し、社会における助産サービスの質がより一層向上し、ひいては母子の保健・福祉の向上に寄与することを目的として、社団法人日本助産師会、全国助産師教育協議会、日本助産学会の3団体の発起により設立され、2007（平成19）年1月17日に成立した特定非営利活動法人です。

一方、前出の3団体では、それぞれが助産実践に深く関わる専門職教育の評価システムの観点から、具体的な評価のあり方について調査・研究を行っており、その結果、様々な教育課程に適応できる多面的な評価システムを構築し、各教育機関の規模や多様性に対応でき、柔軟かつ弾力的な評価システムに基づく、助産教育の第三者評価が必要であるとの見解から、様々な助産教育評価に係る活動も行っていました。そうした中、2004（平成16）年に、高度な助産専門職業人を教育する助産専門職大学院が天使大学に開設され、学校教育法第69条の4の規定に基づく専門職大学院認証評価機関の成立が急がれました。そこで、本機構は、助産専門職大学院の認証評価機関となるべく組織体制づくりや評価基準の検討を重ね、2007（平成19）年12月に文部科学大臣に助産専門職大学院の認証評価機関として申請し、2008（平成20）年4月8日付けで、認証評価機関として認証されました。2008（平成20）年、第1回専門職大学院の認証評価を行いました。

2 認証評価の目的

本機構は、助産専門職大学院を置く大学からの求めに応じて認証評価を実施します。その目的は、日本の助産専門職大学院における教育水準の維持および向上を図ると共に当該助産専門職大学院の個性的で多様な発展に資することにあります。そのために、本機構が定める評価基準（以下、「評価基準」という。）に基づき、次のことを実施します。

- 1) 助産専門職大学院の教育活動等の質の保証と向上を図るため、助産専門職大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定を行います。
- 2) 当該助産専門職大学院の教育活動等の改善に役立てるため、教育活動等について関連する大学関係者および助産職能団体役員、有識者等を加えた多面的な評価を実施し、評価結果を当該助産専門職大学院にフィードバックします。
- 3) 助産専門職大学院における人材育成について、広く国民の理解と支持を得られるよう教育活動等の状況を明らかにし、それを広く社会に示し、説明責任を果たす役割を担います。

3 認証評価の特徴

本機構が実施する助産専門職大学院認証評価には、以下のような特徴があります。

- 1) 本機構が行う専門職大学院の認証評価は、助産専門職大学院の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として行います。
- 2) 本機構の定める「助産専門職大学院評価基準」は、9章47の「基準」及び、基準に係る細則・解釈・定義等の44の「解釈指針」で構成され、助産専門職大学院として満たすことが必要と考えられる要件及び当該大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を設定しています。
- 3) 評価方法については、専門職大学院による、本機構の定める「助産専門職大学院評価基準」に則した自己点検評価報告書に基づき、書面調査（自己点検評価報告書の分析）及び現地調査（実地調査）により実施します。
- 4) 評価結果については、助産専門職大学院評価基準に「適合している」、「適合していない」の2区分で判断します。評価基準に「適合している」と認めるには、各基準がすべて満たされていなければなりません。「適合していなし」場合は、適合しない理由に対する改善報告書の提出を求めます。

4 認証評価手数料

助産専門職大学院認証評価手数料は、下記のとおりです。

<評価手数料 3,500,000円（消費税込）>

また、本機構は、評価に関して評価対象専門職大学院の負担する評価手数料の詳細について、別に「助産専門職大学院認証評価手数料に関する規定」（規定参照）に定めています。

5 認証評価のプロセス

本機構の認証評価は、助産専門職大学院の開校の日から5年間以内に評価を受け、その評価の時期以後、5年以内ごとに評価を受けるものとし、概ね別紙「助産専門職大学院認証評価スケジュール（2013年）」記載のスケジュールに準じて行います。

1) 評価対象専門職大学院による自己点検評価報告書の作成

本機構の認証評価を受けようとする助産専門職大学院は、機構が要請する自己点検評価項目を中心に自己点検評価を実施し、その結果をまとめた自己点検評価報告書及び基礎データ表、添付資料を指定期日までに機構に提出します。

2) 書面審査

評価チームは、自己点検評価報告書を分析・検討し、その結果を調査報告書（案1）にまとめ、評価対象専門職大学院への質問事項と共に送付し、対象専門職大学院はそれに対する見解や質問事項への回答を機構に提出します。

3) 現地調査

原則として3名の評価員からなる評価チームが現地調査を行い、自己点検評価

報告書、関連資料、現地調査の結果をもとに、調査報告書（案2）を作成します。

4) 評価委員会による評価報告書（原案）の作成

評価委員会は、評価チームによる調査報告書（案2）、自己点検評価報告書、関連資料に基づき、評価を行い、これに基づき評価報告書（原案）を作成し、評価対象専門職大学院に送付して意見を求めます。意見の申立があれば、意見を検討し評価委員会として評価報告書に反映させます。

5) 認証評価結果の評価対象助産専門職大学院への通知

認証評価結果は、評価対象専門職大学院から評価報告書（原案）について異議の申立がなかったとき、もしくは、異議の申立がなされた場合、それに関する当機構が別途定める手続が終了したとき、認証評価評議会により確定します。確定した評価報告書は、評価対象専門職大学院に送付すると共に、文部科学大臣への報告及び社会に対して公表します。

6) 評価結果に対する改善報告書の作成

本機構の助産専門職大学院評価では、専門職大学院の改善や改革を継続的に支援していくことを目指していることから、専門職大学院が「改善を要する点」にどのように対応したかについて、最長3年までの間に、その提言に対する改善報告書を機構に提出しなければなりません。

ただし、直ちに直直しを図ることと記載された「改善を要する点」については、1年後までに提言に対する改善報告書を提出することとします。

また、評価対象助産専門職大学院は、認証評価を受けた後、次の認証評価を受ける前に、教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、すみやかに、変更に係る事項を機構に通知することになります。機構は、通知等によって変更に係る事項について把握したときは、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講じます。

7) 年次報告書の作成と提出

専門職大学院は、下記に定めるように、次の評価までの間、毎年度、助産専門職大学院年次報告書を機構へ提出することになります。

(1) 助産専門職大学院年次報告書の作成

教員組織、収容定員および在籍者数、教育課程及び教育方法、修了者の進路および活動状況等、機構が指定した事項についての助産専門職大学院年次報告書（様式10）を作成します。

(2) 助産専門職大学院年次報告書の提出

適格認定を受けた翌年度から助産専門職大学院年次報告書を作成し、各年度6月末までに機構へ提出します。

6 認証評価における評価基準と評価項目

1) 評価基準の性質および機能

- ① 評価基準は、学校教育法第69条の3第4項に規定する大学評価基準として策定されました。

- ②評価基準は、社団法人日本助産師会の「助産師の声明」に定める助産師の理念に基づき、正常な出産の支援、女性のライフステージに応じた健康支援、家族を含めた地域母子保健活動を自立して実践し、これらの活動を行うための管理調整ができる高度な助産専門職の教育活動等を評価するために策定されました。
- ③この評価基準は、専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）等を踏まえて、本機構が助産専門職大学院の教育活動等が評価基準に適合している旨の適格認定を行う際に、助産専門職大学院に必要と考える要件および評価対象専門職大学院の目的に照らして、教育活動等を分析・判断するために決めました。

2) 評価基準の表現方法

評価基準の表現方法は、その内容により、次の 2 つに分類されます。

- ①助産専門職大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。

例「・・・であること。」「・・・されていること。」等

- ②助産専門職大学院において、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。

例「・・・に努めていること。」等

3) 解釈指針の表現方法

解釈指針は各基準に関する規則、ならびに各基準に係る説明、および例示を規定したものであり、その内容により、次の 3 つに分類されます。

- ①助産専門職大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。

例「・・・であること。」「・・・されていること。」等

- ②助産専門職大学院において、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。

例「・・・に努めていること。」等

- ③助産専門職大学院において、定められた内容が実施されていれば、「長所」と判断されるもの。

例「・・・が望ましい。」等

4) 適格認定

- ①適格認定は、本機構が評価の結果、助産専門職大学院が、評価基準に適合していると認められた場合に与えられます。

- ②評価基準に適合していると認められるためには、すべての基準が満たされていないなければならない。

- ③基準を満たすためには、上記 3) 解釈指針の表現方法の①及び②が満たされていなければならない。

7 認定証及び認定マーク

認証評価の結果、本機構の助産専門職大学院評価基準に適合していると認定された大学院には認定証が交付されます。認定機関が明記された認定マークも発行されます。

この認定マークを助産専門職大学院案内やパンフレットなどの刊行物やホームページに掲載することで、常に自己点検評価に取り組んでいること、そして社会に対して助産専門職大学院の質を保証していることの象徴となることを目指しています。



II 認証評価の組織体制

本機構の認証評価に係る組織体制は、認証評価評議会、評価委員会とその下に置かれる評価チーム、評価結果に対する対象大学院からの異議申し立ての採否を審議する異議審査委員会によって構成されています。

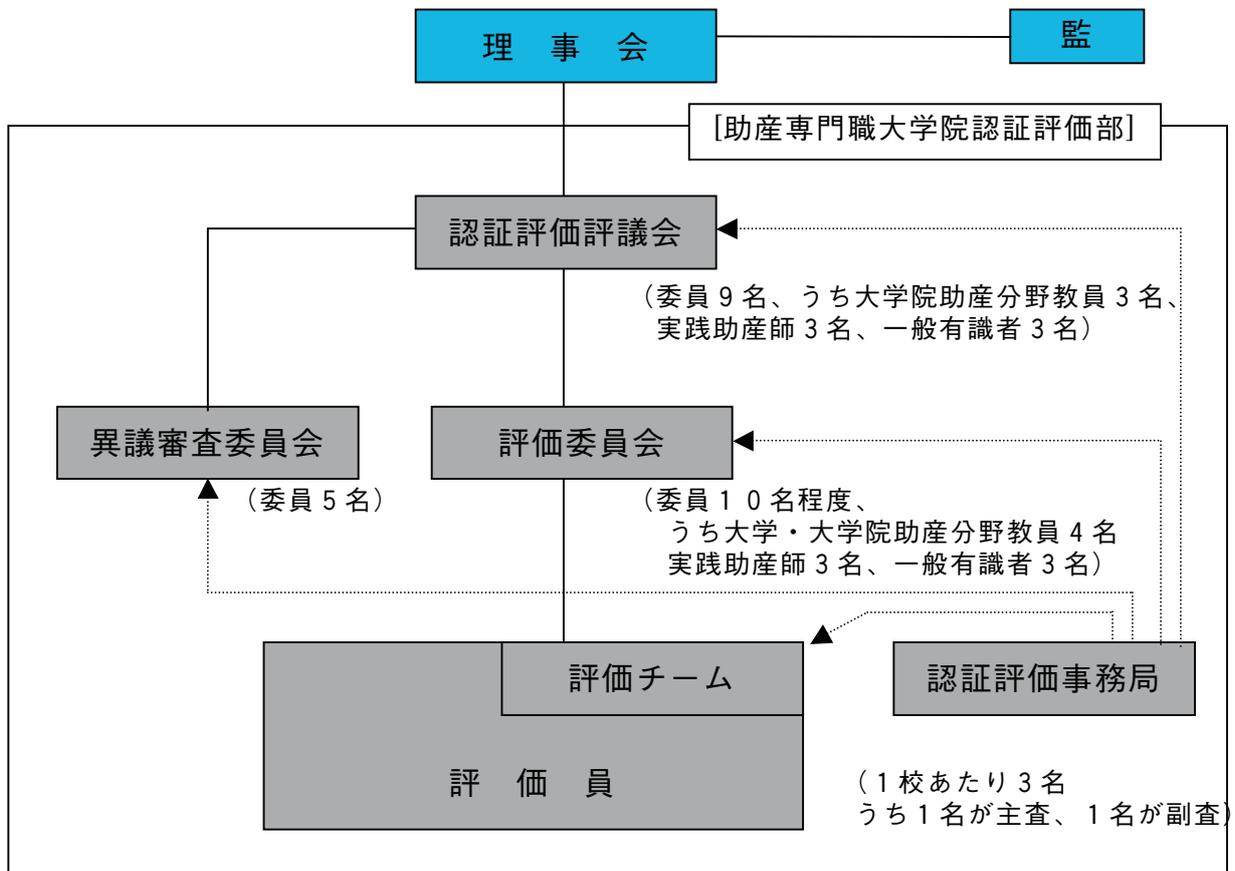
認証評価評議会は、本機構の理事会が選任した認証評価評議会評議員9名（助産教育に従事する大学院教員3名、実践に従事する助産師3名、一般有識者3名）により構成され、評価基準の策定・変更等、認証評価事業の基本的事項決定のほか、評価報告書（原案）に対する評価対象からの異議の採否を決定し、必要があるときには評価報告書（原案）の修正を行います。

評価委員会は、認証評価評議会の選任した評価委員10名程度（大学及び大学院助産分野の専任教員4名程度、実務に従事する助産師3名程度、一般有識者3名程度を原則とする）および若干名の幹事により構成され、評価報告書（原案）を作成するほか、認証評価事業の実施に関する事項を決定します。

評価チームは、評価委員会が評価対象毎に選任した評価員により構成され、構成人数は原則として、3名とし、1名は大学院助産分野の専任教員とし、2名は助産師であって大学院で助産学分野における教育経験を有する者もしくはその教育研究活動に識見を有する者であり、その内1名は1主査とし、1名を副査とします。評価チームは、評価対象専門職大学院の自己点検評価報告書その他の資料の書面調査を行い、調査報告書（案1）にまとめ、評価対象専門職大学院に質問事項とともに送付し、その後、現地調査を実施し、自己点検評価報告書、関連資料、現地調査の結果をもとに、調査報告書（案2）を作成し、評価委員会に提出します。

異議審査委員会は、認証評価評議会の選任した異議審査委員5名で構成され、異議審査委員のうち3名は大学院助産分野の専任教員、実践に従事する助産師、有識者とし、2名は当機構の副理事長および監事とします。異議審査委員会は、評価報告書（原案）に対し、評価対象から出された異議の申立がなされた場合、その異議についての審査を付託され、異議審査の結果を認証評価評議会へ提出します。

事務局は、理事長が任命した事務局長および所要の事務局員により構成され、認証評価に係る事務を処理します。



認証評価のための組織体制図

III 天使大学大学院に対する認証評価結果

1 天使大学大学院に対する評価の経過と結果の構成

天使大学より 2013 年(平成 25 年度)1 月 30 日付け文書にて、2013 年度の(平成 25 年度)の助産専門職大学院認証について申請された件につき、日本助産評価機構認証評議会において慎重に評価した結果を報告します。

本機構では、貴大学専門職大学の自己点検・評価を前提として、書面調査と現地調査等に基づき、貴大学院の意見を十分に斟酌した上で、評価結果を作成しました。提出された資料等についても、不明や点や不足分があった場合には、直ちに連絡するように努めました。評価者は、大学および大学院助産分野の教育経験者、助産実務に従事する実践者と中心に構成し、評価者研修セミナー等を通じてそれぞれの質の向上を図るなど、万全をつくして評価に臨みました。

その上で、本機構が定める「助産専門職大学院評価基準」について、貴大学院から提出された資料や現地調査を基に、評価基準に適合しているかどうかを判定し、慎重に評価を行いました。

(1) 評価の経過

まず、書面調査の段階では、評価チームの主査及び各評価チーム員が、47 の評価基準に沿って評価を行いました。それを元に主査が評価所見(案)を作成し、各チーム員に修正や意見を求めました。その後、評価チーム全員が参集し、8 月から 9 月中旬にかけて、「調査報告書(案 1)」を作成しました。さらに、「調査報告書(案 1)」及び、現地調査の際の質問事項を貴大学院に 9 月末に送付し、それと共に 10 月 28 日、29 日に現地調査を行いました。

現地調査では、書面調査による疑問等について聴取すると共に、貴大学院の特色ある施設環境・教育活動の状況を確認するため、教育責任者や自己点検・評価の責任者との面談や学生面接、授業参観及び、施設・設備の視察、関連資料の閲覧等を行いました。これらに基づいて、主査及び評価チーム員による分担で、「調査報告書(案 2)」の素案を作成しました。そしてそれを元にチーム全員で参集し、合議による「調査報告書(案 2)」を作成しました。

この「調査報告書(案 2)」を元に、11 月 18 日の評価委員会でこの内容について審議を行いました。その後、これを貴大学院に送付して、疑問点や事実誤認がないかどうかを確認いたしました。そして、貴大学院から提示された意見を参考に「評価報告書(原案)」を作成し、それを元に、認証評価評議会を平成 26 年 3 月 12 日に開催し、本機構理事会の承認を経て、「天使大学助産専門職大学院に対する認証評価結果」を確定いたしました。

この「評価結果」は、貴大学院助産研究科に送付すると共に、文部科学大臣に報告し、社会に公表致します。

なお、この評価の手続き・経過を時系列に示して、天使大学大学院に対する認証評価スケジュールとして、別紙にまとめました。

(2) 「評価結果」の構成

貴大学院に提示する「評価結果」は、「Ⅰ 認証評価結果」、「Ⅱ 総評」、「Ⅲ 助産専門職大学院の各評価基準における評価結果」で構成されています。

「Ⅰ 認証評価結果」には、貴大学院が、助産専門職大学院の各評価基準に適合しているか否かを記しています。

「Ⅱ 総評」には、貴大学院の理念・目的ならびに、教育目標とその明示、周知方法、教育目標の検証、貴大学院の優れた点及び、改善を要する点を評価基準の章ごとに記しています。

「Ⅲ 助産専門職大学院の各評価基準における評価結果」は、「助産専門職大学院評価基準」4 7 の評価基準それぞれに対する「根拠」、「評価結果」、「長所」及び、「改善を要する点等」で構成されています。

「根拠」は、各評価基準に対する評価の根拠になる事実を記しています。

「評価結果」は、適合しているか否かを記しています。

「長所」は、助産専門職大学院評価基準を満たし、他の愛学院の手本になるような優れた点を示します。

「改善を要する点」は、評価基準に対して、最低必要な水準には到達しているが、より一層、改善の努力を促すために提示するものです。

添付資料

- ・天使大学大学院に対する認証評価スケジュール
- ・天使大学提出資料一覧

2 認証評価結果

天使大学大学院助産学研究科助産学専攻は、特定非営利活動法人日本助産評価機構が定める助産専門職大学院評価基準に適合していると認定する。

3 総評

第1章 教育の理念・目的

「愛をとおして真理へ」を建学の精神とし、「自分自身をみつめる内省性」「キリスト教の価値観に基づく研究と学習」「世界の人々と共に歩む人間愛」の3つの柱から成り立つと表し、助産学の理論と実践の学習を通して高度な助産専門職業人を育成することを学則ならびに履修要項に明文化している。

専門職大学院助産研究科は、助産基礎分野と助産教育分野の2分野を有する。助産基礎分野においては、助産専門職者に必要な科目が順序立ててカリキュラム編成され、2009年度より自己学習の時間を確保するために修了要件を61単位から56単位に変更している。助産教育分野では、助産師実務経験5年以上の者に、基礎分野の科目履修に加えて、助産・看護教育に関する専門科目が加わっている。専任教員のほか、メンターシップ、プリセプターシップなど、手厚い少人数教育が行われている。

助産基礎分野の修了生は助産師として就業しており、助産教育分野の修了生は、臨床指導者や教員として活動しており、目的にかなった教育成果をあげている。

第2章 教育課程

助産基礎分野の授業科目は理論から実践へと段階的に統合して編成され、基礎的な概念形成科目から専門基礎科目、さらに教育・管理といった助産機能にかかわる科目が網羅されている。実習科目も正常のマタニティサイクルにおける助産ケアからハイリスク、自立した独立助産実習、複数対象者への助産ケア、さらには国際助産活動へと段階的に構成されている。理論と実践が交互に段階を追って構成され、助産師の専門性の高い自立した活動や職業倫理を学ぶことができる、高度な助産実践の教育にふさわしい内容となっている。

教育方法は、必修講義でも少人数のセミナーを取り入れ、グループ討議、ロールプレイ、ミニレクチャー等で学生の主体的学習を促し、さらに、臨床現場のリアリティを想起できるよう視聴覚教材を活用するなど、効果的な授業方法が実施されている。個人学習では、モジュールによる学習ガイドが提示され、自己学習が効率的に取り組めるようになっている。

助産実習科目の履修は、実習科目ごとに実習の目的、到達目標・行動目標・実習方法・評価と単位認定について実習要項に明確に示されている。実習に先立ち学生、教員、実習施設および指導者に配布、周知されている。助産基礎分野では、ケア経験の

目標値が明示され、1年次の基礎段階では、妊娠期15例以上（マタニティサイクル助産ケア基礎実習Ⅰ）、分娩介助3例以上と新生児出生直後ケア2例（基礎実習Ⅱ）、産褥・新生児3例以上（基礎実習Ⅲ）となっている。続く展開段階では、妊婦健診・保健相談25例以上、産婦診断・ケアと分娩介助10例以上、新生児出生直後ケア3例以上、褥婦／新生児診断・ケア8例以上、家庭訪問2例以上、産後健診・乳児健診見学2例以上（マタニティサイクル助産ケア統合実習）となっている。応用段階では、妊婦健診・ケア10回以上、産婦診断・ケアと分娩介助3例以上、褥婦・新生児ケア3例以上、産後のフォローアップ・家庭訪問等・母児の1ヶ月健診3例、地域における助産師活動への参加（マタニティサイクル独立助産実習）となっている。高度な助産専門職業人を育成するために、目標設定と実習の具体的な内容が示されている。さらに、学生への調査等から経歴や経験など背景を事前に把握し、思考能力、コミュニケーションや人間関係能力を踏まえて、実習配置は学生の状況に合わせて、きめ細やかに決められている。学習効果が上がるように実習施設への配置もその規模に応じて少人数ずつに配されている。実習中には、複数に離れた場所をWebでつないでディスカッションする等、双方向的な遠隔地教育が行われ、知識と実践の統合を図る手厚い教育が行われている。

助産教育分野の科目構成は、助産教員を養成することを目的に基礎から発展・展開科目群へ順を追って展開され、実習と講義や演習が交互に組み込まれた科目構成となっている。入学後は学生の実践能力を評価したうえで、授業科目の単位付与等を行っている。しかし、修了要件の3分の2が助産基礎科目と共通の科目群となっており、助産教育に特化した授業科目の内容および科目配置が十分とは言い難い。助産・看護教育実習として必要とされるカリキュラム作成、教材開発、講義や演習の実施、臨床での学生指導、教育評価の実習等がどの時期に組み込まれているのか不明瞭である。また、教育の基礎的段階の科目はあるが、概論が後期に配置され、助産・看護教育演習、医療人材育成等に該当する教育分野専門の科目が認められず、助産教育養成者に特化した授業科目の配置および科目内容を考慮する必要がある。

単位の履修に関して、助産教育分野では1年間の上限が34単位、2年次前期の上限は9単位と示されているが、助産教育分野の在学期間に取得すべき単位数は56単位と定められている。この点は履修登録の上限設定の合理性を欠いているため、説明を加えるまたは直ちに見直しを図ることが望ましい。

助産教育分野では、実習は1年次および2年次前期に編成され、経験事例の目安は、妊婦健診と保健指導10例程度、産婦診断・ケアと分娩介助1例以上、褥婦／新生児診断・ケア1例以上、出生直後の児のケア1例となっている。加えて、妊婦健診・ケア10回以上、産婦診断・ケアと分娩介助3例以上、褥婦・新生児ケア3例以上、産後のフォローアップ・家庭訪問等・母児の1ヶ月健診3例、地域における助産師活動への参加（マタニティサイクル独立助産実習）となっており、助産実践への参画を明示している。また、臨床助産教育実習では、助産の学習者1人を受持ち、臨床指導を行うこととしている。

助産教育分野の実習施設も、ほぼ助産基礎分野と同じ施設で実施され、少人数で行

われており、学生の配置は適切である。教員養成課程として、助産学生対象の講義については授業計画の立案、学生間のマイクロティーチングを実習し、実施・評価を行っているが、産科医療施設のほか、助産師養成所での実習も検討が必要である。

助産基礎分野と助産教育分野の両分野を通じて、カリキュラム等の周知については、授業の内容・方法、履修要件等は履修要項授業概要を通じて、入学時に学生に説明・明示されている。

授業時間の配置の工夫や教員のオフィスアワーの提示で、学生が学習進度に合わせた個別指導を受けることができ、授業時間外における学習の充実が図られている。また、パソコン配備のなされた図書館分館は時間外の利用ができ、オンラインを通じて文献のデータベースへのアクセスも可能であるなど、自己学習の充実が図られている。

実習指導体制は、初期の基礎段階の実習では、専任教員、実習指導教員、実習指導者が各実習施設に常時滞在し、密な連携のもと、実習がスムーズにいくように配慮されている。

実習指導にあたっては、年4回の実習指導者会議による情報交換が行われており、また、専任教員、実習指導教員それぞれが担当施設を定めており、臨床指導者と実習施設ごとにWeb会議等を通して実習内容についてのきめ細やかな検討や打合せが行われている。

成績に関しては、履修要項に成績評価の基準が明確に示されている。講義科目については、試験、出席状況、学習態度の結果で総合的に判定することが学生に周知されている。実習科目の評価は、実習評価項目、実習記録、出席状況を含む学習態度の結果で総合的に判定している。追試験、再試験、成績結果の異議申し立てなどについて通知され、学務課や大学院教務委員会に問い合わせることができるなど適切な配慮がなされている。

教育評価においては、学生による授業評価が実施され、公開されている。さらに、教員による評価や就職先からの評価などを収集すること、学生の授業評価に対する改善コメント等のフィードバックについての明確な取り組みが期待される。

第3章 入学者選抜

入学者選抜については、当該専門職大学院の教育理念、教育目標、アドミッションポリシー、選抜の方法が学生募集要項、大学案内やWeb等に明示されている。

入学者選抜は、助産基礎分野の推薦入試、一般入学試験（前期・後期）、社会人入学試験（前期・後期）、および助産教育分野の入学試験がある。助産基礎分野（推薦10人、一般20人）、助産教育分野10人の計40人定員。入試委員会において、試験科目の検討、志願者の事前手続きの簡略化、多様な学生の確保に努めている。

入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）では、建学の精神のもと「生命を育む助産師になることを希望する人」、「論理的思考ができる人」、「共感的なコミュニケーションができる人」、「助産師として自律を志向する人」、「学習意欲を備えた人」となっている。助産教育分野では、助産基礎分野の方針に加えて、「自らが助産実践能力を備えており、優れた助産師の育成を志向する人」と表されている。

過去5年間の動向を見ると、助産基礎分野は志願者25人～35人、合格者は平均21人であり、30人の定員の約7割の在籍者数である。一方、助産教育分野は志願者3人～8人であり合格者は平均4人であり、定員10人に対し、約4割以下に留まっている。しかし、全国の看護系大学大学院が増加し受験者獲得が激化している今般、急激な減少なく志願者を集め合格者を出している点は、評価に値する。欠員が恒常的にならないような対応は、広報活動の充実、推薦入学基準の再考、魅力ある専門職大学院の教育課程の広報、奨学金の充実等を講じている。

第4章 学生への支援体制

学生が在学期間中に課程の履修に専念できるよう、また教育課程上の成果をあげるために、基本理念や目的に照らして、入学から修了まで履修指導や学習相談の助言体制の整備がなされている。入学時からメンターシップをとり1名の専任教員が、数名の院生を入学から修了まで担当して、履修および生活面の相談にあたっている。実習においては、3～5名の院生に2～4名の実習指導教員をプリセプターとして配置して、個々の院生の相談や指導に当たっている。

学生の経済的支援および修学や学生生活に関する相談・助言については、事務局学生課で相談を受ける体制がとられている。奨学金の希望者は、ほとんど希望の奨学金を得ることができ全体の59.2%が奨学金を得ている。学生の健康相談、生活相談のために、保健相談室には保健師1名、学生相談に臨床心理士1名が対応している。保健相談室への助産学研究科学生の相談件数が、実習前後に増加する傾向がある。就職相談室が設けられ、就職支援専任の就職相談員が常駐している。助産基礎分野の学生は、希望した医療機関に就職でき就職率は100%である。助産教育分野の学生は、入学前の臨床現場に戻る、あるいは大学・助産師養成所等で教職を得る等、進路選択は課題となっていない。

第5章 教員組織

教員組織は、教授8名、准教授5名、助教2名の15名の専任教員および助手1名、非常勤講師28名で構成され、専門職大学院設置基準の要件は満たしている。助産基礎分野では、基礎科目、実践専門科目、発展・展開科目それぞれに、学生数の規模に応じて、教育上必要な専任教員が配置されている。助産教育分野においても、経験豊かな優れた教授陣が中心となって科目を担当し、助産教育の理論と実践を教授しており、適切に配置されている。実務家教員は、開業助産師としての15年以上の経験をもち、卓越した助産臨床能力を有する者である。専門職大学院では、研究者養成を目的とする大学院と比べ、より教育に比重を置くことが求められ、かつその教員負担が多であることも理解できるものの、今後、助産実践や教育内容を改善する研究への取り組みにより、専門分野の能力向上を図り、教育水準を高めるための努力をすることが望ましい。

教員の採用および昇任に関する審査は「大学院助産研究科教員の採用および昇任の選考に関する規程」に基づいて、適切に評価・審議・決定する体制が整備されている。現在50代以上の専任教員が9割を占め、若手教員の数が少ない点が課題である。助産

の領域で十分な臨床経験を有し、大学院での教育を担うことのできる人材の確保は容易ではないが、若手教員の採用や育成が進んでいないことから、将来を見通した循環性のある教員人事計画が望まれる。

助産師資格を有する教員と有しない教員とで、担当科目数・時間の差が大きく、特に助産師免許を有する教員の講義・実習負担が大きく、教員の研究活動に支障をきたす状況にあることが懸念されることから、組織的な業務の分担等を進めることで負担の軽減に努められたい。

第6章 施設、設備および図書館等

通常授業に対応できる専用講義室 2 室、ゼミ室 7 室、実習室 1 室、教員研究室 9 室、教員談話室、講師室、大学院生専用ラウンジが使用でき、院生全員の専用ロッカーも設置している。学生自習室は平日 22 時までの利用としているが、土・日および祝日も開放している。これらの施設は、学生や教員の研究・教育活動、学生の学修、大学院運営が支障なく行えるよう整備されている。事務室については全ての事務職員が支障なく職務を行えるだけのスペースが確保されている。講義室には、液晶プロジェクター、スクリーン、DVD プレイヤー、ビデオデッキ、OHC（書画カメラ）、ワイヤレスマイクを各講義室に設置し、多岐にわたる学習形態へ対応できる環境を整備している。自習室には利用者用パソコンを 45 台、プリンタも 12 台有し、有料コピー機も 1 台設置している。学内演習に必要な備品等も常備しており、助産研究科の教育目的を十分に達成している。

教員研究室は適切に配置されており、個々の教員が利用できる環境にある。助産研究科の教育研究を促進するために必要かつ十分な図書資料を収蔵している。洋雑誌については場所や時間の制約を受けない電子ジャーナルを積極的に導入している。

図書館の開館時間は利用に十分応えられる時間を確保し、また実習中の図書の貸し出しなどに対しても配慮されている。

第7章 管理運営等

助産専門職大学院独自の管理運営に関する規程として、「天使大学大学院研究科教授会規程」、「天使大学大学院運営会議規程」、「天使大学大学院校務分掌規程」等が整備されている。また教授会構成員により常設の委員会を組織しているが、その委員会の校務分掌を定めた「天使大学大学院校務分掌規程」等が整備されている。その他に学部、他研究科との共通事項に関することは、共通の規程が整備されている。

研究科教授会は、原則構成員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、議決については教員の人事に関する事項および学位の授与に関する事項ならびに授与した学位の取消しに関する事項は出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とし、それ以外の事項については出席者の過半数以上の賛成をもって決定としている。

遠方の臨床専任教員は教授会への出席が困難であるため、教育課程の改訂、課程修了の認定等が審議案件となっている場合を除いて、教授会の成立要件を「出勤の状態が常でない専任教員を除き、4 分の 3 以上の出席」と別途定め対応している。遠方の臨床専任教員の研究科教授会出席に代わるものとして、最近 Web 会議システム（Live

on) を導入し、遠隔からの会議参加が可能となったが、その記録が不十分であるため実施状況を記録に残すことが望まれる。

第8章 点検・評価

教育・研究の向上のため、自己点検評価の結果をまとめた「天使大学大学院助産研究科年報」を本学のホームページで公開しているが、公開時期が遅れがちである。

学生による授業評価アンケート結果をまとめた「天使大学大学院助産研究科授業評価アンケート報告書」は学内 LAN 掲示板や学生自習室に設置し公表したが、評価結果を受けてどのように改善したかの情報も公表することが望まれる。

2009 年度版以降、入学者選抜に関する志願者数をはじめとした試験科目の変更等の情報が欠落している。また、教員の中には一部研究業績の記載が不十分なままに掲示されているものがある。

教育内容および方法の改善を図るため、教員 FD・臨床指導者 FD・特別講義等を年間計画として実施している。

第9章 情報の公開・説明責任

助産専門職大学院の教育活動等の状況については、毎年度「天使大学大学院助産研究科年報」という形で公表している。これまで冊子として発刊していたものを Web で掲載することになった。現在 Web 上に掲載されているのは 2010 年度年報だけであるため、最新版までの過去 5 年分を掲載することが望まれる。

財務にかかわる情報公開については学報「天使」で学園の決算概要として、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書を掲載し、学生、教職員、保護者等に配布している。

さらに教育内容等については助産研究科のパフレットを作成し、オープンキャンパスや相談会等で配布している。助産研究科年報は、現在 Web 上に公開されているのは 2010 年度だけであるため、できるだけ速やかに最新版までの過去 5 年分を掲載することが望まれる。2011 年 8 月 1 日には「学校法人天使学園情報公開規程」を制定し、情報公開のための整備は整えられている。

4. 長所および改善を要する点のまとめ

<長所>

- 1) 助産基礎分野では、学生へのアンケート等から経歴や経験など背景を事前に把握し、実習配置は学生の状況に合わせて、きめ細やかに決められ、実習施設への配置もその規模に応じて少人数ずつに配されている。実習中には、複数個所に離れた場所を Web でつないでディスカッションする等、双方向的な遠隔地教育が行われ、知識と実践の統合を図る手厚い教育が行われている。(基準 2-2-1)
- 2) 助産基礎分野および助産教育分野の修了後の進路選択は、助産師として実践現場に就職する者、助産教育あるいは臨床指導という教育的役割の仕事に就き、助産の専門家としての進路を選択している。(基準 4-2-3)
- 3) 講義・演習を実施する上での設備が整えられている上、学生が利用しやすいように利用環境を改善する努力がなされている。(基準 6-3-1)

<改善を要する点>

- 1) 専門職大学院助産研究科は、2 分野を有する。助産教育分野の教育目標は、助産基礎分野の 8 つに加えてと省略され、また教育分野特有の教育目標の内容に具体性が認められない。助産教育分野は、助産基礎分野とは入学要件も異なる学生を対象にしていることから、特有な教育目標を具体的に表示することが望まれる。(基準 1-2-1)
- 2) 修了要件 56 単位中 7 科目 17 単位が助産教育に特化された科目であるが、修了要件の 3 分の 2 が助産基礎科目であり、助産教育科目は 3 分の 1 以下に過ぎず、この授業科目の内容で教育目標に到達するのは十分とは考えられない。教育概論、教育計画、教授学習法、教育評価という教育の基礎的段階の科目はあるが、助産・看護教育概論、助産・看護教育演習、医療人材育成等に該当する教育分野専門の科目が認められない。実際は、実習期間や課外学修を通して、助産師教員として時間数以上の学修を重ねているとのことであるが、助産教育養成者に特化した授業科目の内容および科目配置が十分であるか検討していただきたい。(基準 2-1-1)
- 3) 助産教育分野の授業科目の順序性であるが、助産教育の基礎となる助産教育概論が後期に配されており、入学後の学生の学習意欲を考えると学習の順序性に検討を要する。(基準 2-1-2)
- 4) 助産教育分野の履修登録の上限設定の合理性について、説明を加えるまたは直ちに見直しを図ることが望ましい。(基準 2-2-3)

- 5) 助産教育実習の目的が、自立した助産教員および臨床指導者の育成にある助産教育分野では、学生の配置は適切であるが、実習の目的を達成するのにふさわしい実習施設（産科医療施設および助産師養成所など）の検討をはじめ「助産教育」に関する実習・演習等の機会の確保が望まれる。(基準 2-3-4)
- 6) 助産教育分野の実習については、教育者を養成するうえで講義・演習・実習等を含む教育実習経験が十分とは言い難い。産科医療施設および助産師養成所が教育実習の施設になる可能性を含め、更なる検討が望まれる。(基準 2-3-6)
- 7) 社会人入試と表明している入学試験は、3年以上の看護師、保健師、助産師の実務経験を有する者の意味で適用している。しかし、入学後の就業継続は極めて困難なことから、受験生が混乱しないような説明表示をすることが望ましい。(基準 3-1-1)
- 8) 高度実践家養成を目指す専門職大学院において、助産実践と理論の架橋は重要であり、教育内容・教育水準の維持・向上を図るために、研究活動を行うことが求められる。
- 9) 専門職大学院では、研究者養成を目的とする大学院と比べ、より教育に比重を置くことが求められ、かつその教員負担が多大であることも理解できるものの、今後、助産実践や教育内容を改善する研究への取り組みにより、専門分野の能力向上を図り、教育水準を高めるための努力をすることが望ましい。(基準 5-1-2)
- 10) 助産の領域で十分な臨床経験を有し、大学院での教育を担うことのできる人材の確保は容易ではないが、若手教員の採用や育成が進んでいないことから、将来を見通した循環性のある教員人事計画が望まれる。(基準 5-1-3)
- 11) 助産師資格を有する教員と有しない教員とで、担当科目数・時間の差が大きく、特に助産師免許を有する教員の講義・実習負担が大きく、教員の研究活動に支障をきたす状況にあることが懸念されることから、組織的な業務の分担等を進めることで負担の軽減に努められたい。(基準 5-2-2)
- 12) 遠方の臨床専任教員の研究科教授会出席に代わるものとして、最近 Web 会議システム（Live on）を導入し、遠隔からの会議参加が可能となったが、その記録が不十分であるため、実施状況を記録に残すことが望まれる。(基準 7-2-2)
- 13) 単年度ごとの年報作成および Web 等での公表が遅れており、遅延の理由を探索し点検・評価システムの改善を検討することが望ましい。(基準 8-1-1)
- 14) 自己点検および評価の内容に、欠落している項目や不十分な記載があることから適切な項目の設定や記述の徹底・統一に取り組む必要がある。(基準 8-2-1)

- 15) 助産研究科年報は、現在 Web 上に公開されているのは 2010 年度だけであるため、できるだけ速やかに最新版までの過去 5 年分を掲載することが望まれる。(基準 9-1-1)

5. 助産専門職大学院の各評価基準における評価結果

第1章 教育の理念・目的

1 基準ごとの分析

1-1 助産専門職大学院の理念

基準1-1-1

助産専門職大学院においては、その理念を明確に定め、それを教育目的や教育目標として、教育課程に反映していること。

<評価結果の根拠・分析>

キリスト教精神に基づくカトリック大学として「愛をとおして真理へ」を建学の精神とし、それは3つの柱「自分自身をみつめる内省性」「キリスト教の価値観に基づく研究と学習」「世界の人々と共に歩む人間愛」から成り立つと表している。この理念を基盤として、専門職業人を育成することを目的にしていることを学則ならびに履修要項に明文化している。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準1-1-2

助産専門職大学院においては、その理念を学内に周知し、学外に公表していること。

<評価結果の根拠・分析>

学生には、学生生活ガイドブック・履修要項を用いて授業ガイダンス等で説明し、教職員には、採用時はじめ学内行事等で周知している。学外には、Web 他、広報誌で公表している。

<評価結果>

評価基準に適合している。

1 - 2 助産専門職大学院の教育目的

基準 1 - 2 - 1

助産専門職大学院においては、その教育目的を明確に定めていること。

<評価結果の根拠・分析>

教育目標は、履修要項に明文化されており、理念をもとに高度な専門性が求められる助産師の育成を掲げている。

助産基礎分野は、次の8つの教育目標（1.妊娠・分娩の正常経過の判断力、2.根拠に基づく実践力、3.助産管理・教育、多職種協働力、4.子育て支援の力、5.性と生殖に関する思春期教育、6.ライフステージ各期のリプロダクティブヘルス相談力、7.地域母子保健活動力、8.国際母子保健の力）を掲げている。さらに、全ての教育目標の基盤として、人間の尊厳を重んじ、豊かな人間性と卓越した知識と技術を持つ高度な専門職業人の育成を掲げている。

助産教育分野では、助産師を目指す学習者の教育・指導者の育成を目指して、教育指導の理論と実践の能力を養うことを目的とすると明文化している。助産教育分野は、上記助産基礎分野の8つの教育目標に加えて、教授学習理論を踏まえて学習者が知識と技術を獲得し、それらを実践に向けて統合できるように教育・指導する能力と、変動する社会のニーズに合わせて教育の変革を推進する能力を育成することを掲げている。

助産教育分野における教育目標は、教育目的と同じ表現であり、助産専門職大学院において教育・指導する能力を育成するとはどのような能力が修了時の到達目標であるか内容的に具体性が認められない。2011年度に（財）大学基準協会からの認証評価を受けた際にも、「助産教育分野と助産基礎分野の教育目標が共通となっているため、専門職大学院としての助産教育分野の教育目標を明確にすることが望まれる」との指摘と受けていることから検討が望ましい。（根拠：教育目的・目標、履修要項）

<評価結果>

評価基準に適合している。

<改善を要する点>

専門職大学院助産研究科は、2分野を有する。助産教育分野の教育目標は、助産基礎分野の8つに加えてと省略され、また教育分野特有の教育目標の内容に具体性が認められない。助産教育分野は、助産基礎分野とは入学要件も異なる学生を対象にしていることから、特有な教育目標を具体的に表示することが望まれる。

基準 1 - 2 - 2

助産専門職大学院においては、その教育目的に適った教育が実施され、成果を上げていること。

<評価結果の根拠・分析>

助産基礎分野の修了要件は教育目標に照らし、概念形成科目 4 科目、専門基礎科目 15 科目、実践専門科目 14 科目、発展・展開科目 12 科目、特別統合研究科目 1 科目から計 56 単位としている。2008 年度の評価においては修了要件が 61 単位であったが、自己学習の時間の不足から、科目を統合し、演習科目を既存の授業科目に含める等して修了要件を変更している。

カリキュラム編成においては、保健師助産師看護師養成所指定規則の国家試験受験資格要件 28 単位（養成期間 1 年）では紹介程度の内容を 1-2 単位かけて丁寧に深く追求し助産専門職者に必要な学識を有するように計画されている。専任教員のほか、メンターシップ、プリセプターシップなど、手厚い少人数教育が行われている。在籍学生に対する留年・退学者は、5%に留まっている。

修了生は、助産師として活躍していることは成果として評価できる。2009 年度において国家試験に 5 名が不合格であり、教育課程を見直しハイリスク妊娠分娩等の異常編への科目内容を強化している。その後は、助産師国家試験を受験した者はすべて合格している。修了生 189 名の修了生のうち 1 名は助産所を開業し、ほとんどの修了生が病院助産師として活躍している。看護系大学院修士課程へ進学した者や、出身大学の教員として活躍する者もある。2008 年 5 回生修了時点の就職先上司から、「助産師としてのアイデンティティが確立している」「自然分娩のケアが身についている」等の評価を得ている。

助産教育分野では、助産師実務経験 5 年以上の者に、基礎分野の科目履修に加えて、発展・展開科目に助産・看護教育に関する 7 科目 17 単位を履修する。概念形成科目および専門基礎分野科目は、多くが単位付与の科目群になっている。実践専門科目は、これまでの臨床経験を内省する機会を実習で与えている。1 年目後期より助産教育に特化した教育概論、教育計画の原理と展開、教授学習法の理論と展開、教育評価等が開講する。教育実習は臨床助産教育実習（演習 1 単位、実習 1 単位）であり、教育実習は同研究科 1 年次の院生 1 名の 1 週間の臨床助産教育実習だけである。教授学習理論を踏まえて、知識と技術を実践に向けて統合できるように教育・指導する能力を養うという教育目的に適う教育実習経験であるか疑問が残る。

修了生 17 名は、大学教員や専門学校教員として 5 名、臨床実践で 9 名（師長・主任・臨床指導者）が活躍していることから、指導的立場にたつて助産師の育成に関与していることは評価できる。引き続き助産教育分野の修了生に関しては、アンケート等を工夫して、教育成果の把握に努められたい。（根拠：履修要項授業概要）

<評価結果>

評価基準に適合している。

第2章 教育課程

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準 2-1-1

高度な助産実践に必要な授業科目が配置されていること。授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものとなっていること。

<評価結果の根拠・分析>

助産基礎分野では、授業科目は理論から実践へと段階的に統合して編成されている。区分は、「基礎科目」においては概念形成、専門基礎、助産機能、「実践専門科目」においてはマタニティサイクル助産ケア、マタニティサイクル助産ケア実践が配され、続いて「発展・展開科目」、「特別統合研究科目」によって構成されている（履修要項授業概要 p10）。職業倫理に関する授業科目として、1年後期の概念形成の科目で助産哲学・倫理が配されており、専門職業人として倫理的思考や態度を形成するのに有意義である。また、実習科目も「実践専門科目」のマタニティサイクル助産ケアについての基礎実習から始まり、統合実習Ⅰ、助産所での独立助産実習、さらに統合実習Ⅱを通して、段階を追って助産師の専門性の高い自立した活動や職業倫理を学ぶことができる、高度な助産実践の教育にふさわしい内容となっている（根拠：教育課程と指定規則との対比表）。

助産教育分野では、すでに助産師免許を有する実務経験5年以上の実践家を学生として受け入れ、助産教員として養成することを目指して教育している。入学後に学生の実践能力を評価したうえで、授業科目の単位付与等を行っている。概念形成科目、助産にかかわる専門基礎科目、発展・展開科目と助産・看護教育科目と順を追って展開されるカリキュラム構成となっている。修了要件56単位中7科目17単位が助産教育に特化された科目であり、修了要件の3分の2が助産基礎科目、3分の1以下が助産教育科目となっている。教育概論、教育計画、教授学習法、教育評価という教育の基礎的段階の科目、助産教育実習、臨床助産教育実習はあるが、助産・看護教育概論、助産・看護教育演習、医療人材育成等に該当する教育分野専門の科目が認められない。実際は、実習期間を通して、助産師教員として時間数以上の学修を重ねているとのことであるが、必要な助産教育養成者に特化した授業科目の内容および科目配置が十分とは言い難い。

（根拠：履修要項授業概要 p11）

<評価結果>

評価基準に適合している。

<改善を要する点>

修了要件56単位中7科目17単位が助産教育に特化された科目であるが、修了要件の3分の2が助産基礎科目であり、助産教育科目は3分の1以下に過ぎず、この授業科目の

内容で教育目標に到達するのは十分とは考えられない。教育概論、教育計画、教授学習法、教育評価という教育の基礎的段階の科目はあるが、助産・看護教育概論、助産・看護教育演習、医療人材育成等に該当する教育分野専門の科目が認められない。実際は、実習期間や課外学修を通して、助産師教員として時間数以上の学修を重ねているとのことであるが、助産教育養成者に特化した授業科目の内容および科目配置が十分であるか検討していただきたい。

基準 2 - 1 - 2

カリキュラム編成においては、授業科目が必修科目、選択必修科目、選択科目等に適切に分類され、学生による履修が系統的・段階的に行えるよう適切に配置されていること。

また、学生に対して、授業の内容・方法、履修要件等について、シラバスを通じてあらかじめ明示されていること。

<評価結果の根拠・分析>

助産基礎分野のカリキュラム編成では、助産の基礎的な理論や演習・実習から、自立の必要な科目へと段階的に編成されている。講義科目では、概念形成科目の概論から始まり、専門基礎科目におけるフィジカル・イグザミネーション、助産薬理学、助産研究法などの診断やケアにつながる科目さらに管理、教育といった助産機能にかかわる科目が配置され、系統的・段階的な履修が行える工夫がなされている。実践科目においても、正常のマタニティサイクルにおける助産ケアからハイリスク、自立した独立助産実習、複数対象者への助産ケア、さらには国際助産活動へと段階的に配置されている（根拠：履修要項授業概要p10・14、教育課程表、p33-79シラバス）。

助産基礎分野の必修科目は、基礎科目では19科目中17科目、実践科目では14科目すべての科目であり、選択単位は3単位以上にとどまっている（根拠：履修要項授業概要p10）。

助産教育分野の構成については、概念形成科目、助産にかかわる専門基礎科目、さらに、発展・展開科目と助産・看護教育科目と順を追って展開されている（根拠：履修要項授業概要p11・15、教育課程表、p84-129シラバス）。助産教育の基礎となる助産教育概論が後期に配されており、助産教育を学びたいと入学してきた学生の学習意欲に合っていない。学修の順序性に検討を要する。

助産・看護教育実習としてのカリキュラム作成、教材開発、講義や演習の実施、臨床での学生指導、教育評価の実習等がどこに組み込まれているのかわかりにくい。

助産教育分野の必修科目は、基礎科目では17科目中10科目、実践科目では12科目中10科目であり、選択科目が必修科目の割合に対して少ない。

また、学生には、授業の内容・方法、履修要件等は履修要項授業概要を通じてガイドランスで説明・明示されている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<改善を要する点>

助産教育分野の授業科目の順序性であるが、助産教育の基礎となる助産教育概論が後期に配されており、入学後の学生の学習意欲を考えると学習の順序性に検討を要する。

基準 2 - 1 - 3

各授業科目における授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第 21 条から第 23 条までの規定に照らして適切であること。

<評価結果の根拠・分析>

規程通りの講義 15 時間、演習 30 時間、実習 45 時間より成っている。

授業時間等の設定は、助産基礎分野では 1 年次で 33 週（前期 18 週、後期 15 週）、2 年次で 30 週（前期 15 週、後期 15 週）であり、助産教育分野では 1 年次で 33 週（前期 18 週、後期 15 週）、2 年次で 15 週（前期のみ）となっている。

大学設置基準第 21 条から第 23 条までの規定に照らし、個々の学生の履修期間は 35 週の範囲に収められている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

2-2 教育方法

基準 2-2-1

助産専門職大学院においては、講義・事例検討・実習または質疑応答・討議その他の方法による少人数による双方向的あるいは多方向的な密度の高い教育を行うことが基本であることに鑑み、同時に授業を行う学生数が適切な規模に維持されていること。

<評価結果の根拠・分析>

助産基礎分野においては、必修講義科目では20名前後であり、助産教育分野においては各学年3～8名であり（根拠：様式3，表4）、その他、助産専門科目では少人数のセミナーなどが行われている。

実習では、病院へは院生3～4名が1グループとなり、助産所へはその規模に応じて1～2名が1グループとなり各施設に配されて（根拠：様式3，表6）、専任教員によるプリセプターシップ、臨床指導教員や実習指導者による教育により、知識と実践の統合を図るきめ細やかな教育が行われている（根拠：履修要項授業概要p7-8）。実習中には、複数個所に離れた場所をWEBでつないでディスカッションする等、双方向的な遠隔地教育が行われている。

講義、演習、実習の教育方法に応じた学生数が、適切な規模に維持されている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

助産基礎分野では、学生へのアンケート等から経歴や経験など背景を事前に把握し、実習配置は学生の状況に合わせて、きめ細やかに決められ、実習施設への配置もその規模に応じて少人数ずつに配されている。実習中には、複数個所に離れた場所を Web でつないでディスカッションする等、双方向的な遠隔地教育が行われ、知識と実践の統合を図る手厚い教育が行われている。

基準 2 - 2 - 2

助産専門職大学院における授業は、次に挙げる事項を考慮したものであること。

- (1) 効果的に履修できるような方法で授業を実施していること。
- (2) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学修を充実させるための措置が講じられていること。

<評価結果の根拠・分析>

授業は、効果的に履修できるよう、グループ討議、ロールプレイ、ミニレクチャー等で学生の主体的学習を促し、臨床現場のリアリティを想起できるよう視聴覚教材を活用し、理論と実践の統合を図る授業方法が行われている（根拠：履修要項授業概要p34-124シラバス）。モジュールによる学習ガイドが提示され、自己学習が効率的に取り組める。

また、授業時間外における学習の充実を図り自己学習時間を確保するため、授業は1～4限目に配するとともに教員のオフィスアワーを提示し、学生が学習進度に合わせた個別指導を受けることができるようになっている（根拠：オフィスアワー一覧）。また、助産に関する必要図書が一定程度供えられた自習室の22時までの利用可能等の措置が講じられている。この自習室は主として、院生が使用できるようにパソコンの配備もなされ、図書のデータベースにアクセス可能である。

実習中の相談や学習上の疑問に対して、また、緊急の場合など専任教員のメールにいつでも相談できるように対策がとられている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2 - 2 - 3

助産専門職大学院は、履修科目の履修登録の上限を設定し、学生が1年間または学期毎に履修科目として登録する単位数の上限を定めていること。

<評価結果の根拠・分析>

各年次において学生が履修科目として登録することのできる単位数は、1年間に34単位が上限と定められ、助産基礎分野、助産教育分野の2年間に取得すべき単位数は56単位と示されている。また、助産教育分野の2年次前期の上限は9単位と示されている（根拠：天使大学大学院助産研究科履修規程 第4条、履修要項授業概要p21）。しかし、修了要件56単位を1年半で取得することを考えると、34単位+9単位となり、43単位しか履修できないことになり、9単位の合理性を欠いているため、検討が望ましい。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<改善を要する点>

助産教育分野の履修登録の上限設定の合理性について、説明を加えるまたは直ちに見直しを図ることが望ましい。

2-3 実習指導体制

基準 2-3-1

助産実習科目の履修については、助産専門職大学院の目的を達成するために必要な実習の内容と方法が具体的に示されていること。

<評価結果の根拠・分析>

助産実習科目の履修は、実習科目ごとに実習の目的、到達目標、行動目標、実習方法、評価と単位認定について詳細に示されている（根拠：実習要項）。実習要項は、学生、教員、実習施設および指導者にあらかじめ配布され、周知されている。

助産基礎分野においては、実習は1年次前期（6月中旬から8月中旬）にマタニティサイクル助産ケア基礎実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを並列して90時間行い、助産過程（アセスメントの意）展開に必要な知識・技術・態度を形成する実習が行われている。後期（12月初旬から翌2月末）にはマタニティサイクル助産ケア統合実習Ⅰを270時間（12週間）実習している。ここでは、妊娠から産褥・新生児期を継続して2例受持ち、各対象の特性に合った個別性のある助産ケアを学習している。2年次にはマタニティサイクル独立助産実習（6単位6週間）、続いてマタニティサイクル助産ケア統合実習Ⅱ（2単位2週間）をとおして、開業助産、国際（選択）実習により、地域に根ざした自律性の高い助産師の熟練した技や活動を学習している（根拠：時間割、実習要項）。

ケア経験の目標値は実習要項に示され、マタニティサイクル助産ケア基礎実習Ⅰでは、妊娠期15例以上（不足の場合は、補充実習）、基礎実習Ⅱでは分娩介助3例以上と新生児出生直後ケア2例、基礎実習Ⅲでは産褥・新生児3例以上となっている（根拠：実習要項 実習要項p6、10、13）。マタニティサイクル助産ケア統合実習Ⅰでは、妊婦健診・保健相談25例以上、産婦診断・ケアと分娩介助10例以上、新生児出生直後ケア3例以上、褥婦／新生児診断・ケア8例以上、家庭訪問2例以上、産後健診・乳児健診見学2例以上となっている（p4）。マタニティサイクル独立助産実習では、妊婦健診・ケア10回以上、産婦診断・ケアと分娩介助3例以上、褥婦・新生児ケア3例以上、産後のフォローアップ・家庭訪問等・母児の1ヶ月健診3例、地域における助産師活動への参加となっている（根拠：実習要項p1）。マタニティサイクル助産ケア統合実習Ⅱではチーム実習を行い、施設内助産チームにおける、メンバーシップ、リーダーシップ等、助産師活動の有りようを学習している。

助産教育分野においては、実習は1年次および2年次前期に編成され、マタニティサイクル助産ケア統合実習では、マタニティサイクル助産ケア基礎実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲをマタニティサイクル助産ケア統合実習Ⅰとみなし、15日間以上で、経験事例の目安は、妊婦健診と保健指導10例程度、産婦診断・ケアと分娩介助1例以上、褥婦／新生児診断・ケア1例以上、出生直後の児のケア1例となっている（根拠：実習要項 p2）。臨床助産教育実習では、4日間以上で、助産の学習者1人を受持ち、臨床指導を行う。マタニティサ

イクル独立助産実習（6単位6週間）、妊婦健診・ケア10回以上、産婦診断・ケアと分娩介助3例以上、褥婦・新生児ケア3例以上、産後のフォローアップ・家庭訪問等・母児の1ヶ月健診3例、地域における助産師活動への参加となっている（根拠：実習要項p1）。

上記、臨床助産教育実習において、同大学院の学生が教育実習者となることが妥当か検討され、また、同大学院生が実習者となるにあたって事前の承諾を得、協力を得るなどの配慮を十全に行うことが肝要である。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2 - 3 - 2

助産実習科目の履修に際しては、学生個々の能力レベルに応じた指導体制の配慮がなされていること。

<評価結果の根拠・分析>

学生の既習技術や背景について、あらかじめアンケートによって情報収集し、その経験や既習内容によって、実習施設が考慮されている。また、その思考能力、コミュニケーションや人間関係能力を踏まえて、実習施設を配置している。

実習指導体制は、初期の基礎段階の実習では、専任教員、実習指導教員、実習指導者が各実習施設に常時滞在し、密な連携のもと、実習がスムーズにいくように配慮されている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2 - 3 - 3

助産専門職大学院は、実習科目を履修する実習施設に、助産専門職大学院の目的を達成するために、1名以上の適切な指導能力を有する臨床指導者が配置されていること。

<評価結果の根拠・分析>

助産基礎分野において、基礎実習では6施設に担当教員7名、実習指導教員11名（各施設1～3名）（根拠：実習要項p4）、統合実習Ⅰでは、5施設に担当教員7名、実習指導教員11名（各施設1～6名）（根拠：実習要項p2）、独立助産実習では10施設に担当教員4名、統合実習Ⅱでは7施設に担当教員7名を配置している。

助産教育分野において、統合実習では1施設に担当教員1名、実習指導教員1名（根拠：実習要項p3）、臨床教育実習では2施設に担当教員2名（根拠：実習要項p2）、独立助産実習では3施設に担当教員4名（根拠：実習要項p4）を配置している。

よって、実習指導体制として適切な指導者が配置されているといえる。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2 - 3 - 4

各実習施設に同時に配置する学生数は、当該実習施設の規模に応じ、実習の目的を達成するにふさわしい数であること。

<評価結果の根拠・分析>

実習施設は、助産基礎分野の最初の基礎実習では北海道内外の病院において、平均年間分娩件数 500～1400 件の 6 施設が選定されている。学生は、各グループ 3 名が実習している。統合実習でも基礎実習と同規模の病院、9 施設において、各グループ 3～4 名の学生が実習している。独立助産実習では、北海道内外の 11 つの開業助産所、平均年間分娩件数 40～140 件の施設が選定されている（根拠：様式 3、表 7）。学生は、各グループ 1～5 名が実習している。実習施設の確保については、施設の方針等により苦慮しているが、分娩件数や実習指導体制、学生数に応じて、毎年見直しが行われ、適切な対応である。

助産教育分野の実習施設も、ほぼ助産基礎分野と同じ施設で実施している。学生数の配置としては、各グループ 1～3 名の学生という少人数で行われている（根拠：様式 3、表 7）。教員養成課程としては、産科医療施設のほか、助産師養成所での実習も検討が必要である。

助産教育実習の目的が、自立した助産教員および臨床指導者の育成にある助産教育分野では、学生の配置は適切であるが、実習の目的を達成するのにふさわしい実習施設（産科医療施設および助産師養成所など）の検討が望まれる。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<改善を要する点>

助産教育実習の目的が、自立した助産教員および臨床指導者の育成にある助産教育分野では、学生の配置は適切であるが、実習の目的を達成するのにふさわしい実習施設（産科医療施設および助産師養成所など）の検討をはじめ「助産教育」に関する実習・演習等の機会の確保が望まれる。

基準 2 - 3 - 5

助産専門職大学院では、実習施設および臨床指導者と連携をとり、実習内容の質の向上に努めていること。

<評価結果の根拠・分析>

年 4 回の実習指導者会議や情報交換が行われており（第 1 回～第 4 回臨床指導者会議より：5 月、9 月、10 月、3 月）、実習にあたっては臨地実習要項により実習目的や方法、院生の特性等について説明し実習に臨んでいる。実習終了後には成績評価を示し、密な連携がとられている。具体的には、5 月は新入生の概要、助産基礎分野（1、2 年次）と助産教育分野（1、2 年次）の実習について、9 月は助産基礎分野の統合実習について、10 月は助産基礎分野の基礎実習の成績および統合実習について、3 月は助産基礎分野と助産教育分野の 2 年間を通じた実習状況および進路、助産基礎実習の統合実習の評価が実施されている。また、専任教員、実習指導教員それぞれが担当施設を定めており、臨床指導者と実習施設ごとに Web 会議等を通して実習内容についての検討や打合せが行われている。

また、実習施設の臨床指導者・助産師を対象に FD の研修を行っている。しかし、FD の研修への参加が教育の質の向上に反映されているか評価されておらず、今後の取組みを期待したい。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2 - 3 - 6

助産専門職大学院は、実習科目の目的に合致した助産活動を行っている実習施設を確保していること。

<評価結果の根拠・分析>

助産基礎分野においては、教育内容と目的に応じた実習施設を選定している。実習施設の特性を生かした実習内容を構成している。実習最初の段階のマタニティサイクル助産ケア基礎実習では、北海道内の平均年間分娩件数 500～1400 件の 6 施設の病院が確保されている。統合実習も北海道内病院それぞれ基礎実習と同等の産科施設が確保されている。独立助産実習では関東を中心とする北海道内外の開業助産所 10 施設（平均年間分娩件数 40～140 件）を確保している（根拠：実習要項、様式 3-表 7）。また、産科診療施設の方針の変更や助産実習の困難さにもなう昨今の状況に応じて、実習施設の見直しを毎年行い、実習科目の目的を到達できるような実習施設を確保し、実習の内容を工夫していることは評価できる。

助産教育分野に関しては、助産教員養成である目標に照らし合わせて、助産学生対象の講義については授業計画の立案、学生間のマイクロティーチングを実習し、実施・評価を行っているが、その他、産科医療施設および助産師養成所が教育実習の施設になる可能性を考え更なる実習施設の検討が望まれる。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<改善を要する点>

助産教育分野の実習については、教育者を養成するうえで講義・演習・実習等を含む教育実習経験が十分とは言い難い。産科医療施設および助産師養成所が教育実習の施設になる可能性を含め、更なる検討が望まれる。

2-4 成績評価および修了認定

基準 2-4-1

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という）が、学生の能力および資質を正確に反映するよう客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価基準に従って、成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報と共に学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

<評価結果の根拠・分析>

(1) について、成績評価の基準は、A,B,C,Dの評語で表すよう設定されている。授業科目の成績は、試験、出席状況、学習態度の結果で総合的に判定することが学生に周知されている。実習科目の評価は、実習評価項目、実習記録、出席状況を含む学習態度の結果で総合的に判定している（根拠：履修要項p23, p141）。

(2) について、学生に機会を設けて結果を伝えるとともに、問題内容の解説を行っている。成績結果の通知法と評価に対する異議申し立ての制度が設けられている（根拠：履修要項 p23）。

(3) について、成績の通知は学期ごとに「成績通知」が学務課より通知され、実習成績は各学期の実習期間終了 5 週間後に学務課より通知される仕組みになっている（根拠：履修要項 p23）。

(4) について、追試験、再試験、成績結果の異議申し立てなどについて通知され、再試験の期間は試験日程とともに試験機関の 3 週間前までに掲示板にて通知される。通知された成績に意義がある場合、授業担当教員に直接申し出て説明を受けることができる。非常勤講師については学務課に申し出ることができる。また、授業担当教員の説明に納得がいかない場合には、学務課にある「授業科目の成績評価に対する院生の意見申出書」に必要事項を記載し、大学院教務委員会に提出することができるなど適切な配慮がなされている（根拠：履修要項 p23）。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2 - 4 - 2

学生が在籍する助産専門職大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該助産専門職大学院における単位を認定する場合は、当該助産専門職大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

<評価結果の根拠・分析>

教育上有益と認める場合、院生が入学する前に他の大学院において修得した単位、あるいは科目等履修生の制度により取得した単位について、あわせて 15 単位を超えない範囲で認定する場合があるとしているが（根拠：履修要項 p22）、該当者がおらず、現在までのところ既習得単位を認めた事例が存在しない。

当該大学院における教育課程の一貫性は損なわれていない。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2 - 4 - 3

助産専門職大学院の修了要件は、専門職大学院設置基準の定めを満たすものであること。この場合において、次に掲げる取り扱いをすることができる。

- (1) 教育上有益であるとの観点から、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を助産専門職大学院が修了要件として定める 30 単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、当該助産専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。
- (2) 教育上有益であるとの観点から、当該助産専門職大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、(1) による単位と合わせて助産専門職大学院が修了要件として定める 30 単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、当該助産専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

<評価結果の根拠・分析>

入学前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位、若しくは科目履修生の制度により修得した単位を、15単位を超えない範囲で履修を認めることができるよう定められている。現在までに該当者はいない。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2 - 4 - 4

教育内容および方法の改善を図るために、組織的な研究および研修を継続的かつ効果的に行う体制（FD 体制）が整備され、実施されていること。

また、学生および教員による授業評価が組織的に実施されていること。学生による授業評価、教員評価等を総合的に判断し、その結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されていること。

<評価結果の根拠・分析>

教育内容および方法の改善を図るために、年 4 回の臨床指導者会議、FD が年 1 回程度行われ、教育に関わる専任教員、臨床指導教員、臨床指導者が参加している。

学生による授業評価は実施されて、冊子にまとめられており（根拠：2011年授業評価アンケート報告書）、学内LANでWeb上に掲載されている。しかし、教員による評価や、学生による授業評価に対する大学側の改善コメント等、学生へのフィードバックについての明確な記載がない。

助産基礎分野においては、就職先へのインタビューを実施しており、修了生のコミュニケーション力や態度、また教育目標の達成度について聞き、就職先からの詳細な評価が得られている。助産教育分野の修了生に関しては、就職先へのアンケート等を工夫して、教育評価の把握に努められたい。

<評価結果>

評価基準に適合している。

第3章 入学者選抜

1 基準ごとの分析

3-1 入学者選抜

基準 3-1-1

助産専門職大学院は、入学者選抜について、公平性、透明性、多様性の確保を前提とし、助産専門職大学院の理念・目的に照らして、適切な選抜方針、選抜基準および選抜手続きを明確に規定し、公開していること。

<評価結果の根拠・分析>

入学者選抜については、当該専門職大学院の教育理念、教育目標、アドミッションポリシー、選抜の方法が学生募集要項に明示され、大学案内や Web 等に明示されている。入学者選抜は、助産基礎分野の推薦入試、一般入学試験（前期・後期）、社会人入学試験（前期・後期）、および助産教育分野の入学試験がある。

助産基礎分野（推薦 10 名、一般 20 人）、助産教育分野 10 人の計 40 人定員。推薦入試は、助産基礎分野だけに行われている。

試験科目で学科目試験を課しているのは、一般入試の専門科目（母性看護）だけである。学士の学位をもたない受験生に対して出願資格認定審査を 2008 年度時点では行われていたが、志願者の事前手続きを簡略化し入学試験をもって評価できると考え廃止している。多様な学生の確保に努めている。

社会人入試と表明している入学試験は、3 年以上の看護師、保健師、助産師の実務経験を有する者の意味で適用している。しかし、入学後の就業継続は極めて困難なことから、受験生が混乱しないような説明表示をすることが望ましい。

（根拠：入試要項）

<評価結果>

評価基準に適合している。

<改善を要する点>

社会人入試と表明している入学試験は、3 年以上の看護師、保健師、助産師の実務経験を有する者の意味で適用している。しかし、入学後の就業継続は極めて困難なことから、受験生が混乱しないような説明表示をすることが望ましい。

基準 3 - 1 - 2

入学者選抜にあたっては、助産専門職大学院において教育を受けるために必要な入学者の能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

<評価結果の根拠・分析>

入学者選抜は、助産基礎分野の推薦入試、一般入学試験（前期・後期）、社会人入学試験（前期・後期）、および助産教育分野の入学試験がある。

入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）では、建学の精神のもと生命を育む助産師になることを希望する人、論理的思考ができる人、共感的なコミュニケーションができる人、助産師として自律を志向する人、学習意欲を備えた人となっている。

助産基礎分野の推薦入試では、2013年度より小論文と個人面接、一般入試では、専門科目（母性看護）、小論文、個人面接としている。社会人入試では、小論文と個人面接を行っている。基礎的な学力評価については、小論文試験によって、課題文を読み取る能力、要約できる能力、設問に対応した回答を文章で綴る能力について評価している。

前回の2008年度の評価においては、一般入学試験においては、英語の試験を課していたが、その後英語学力が、修学上必須ではないことから入試科目から外した。その後、入試委員会では合格者の能力や修学上の困難は認められていないと分析・評価している。

助産教育分野の入学試験では、小論文と個人面接を行っている。アドミッション・ポリシーでは、上記助産基礎分野の方針に加えて、「自らが助産実践能力を備えており、優れた助産師の育成を志向する人」と表されている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 3 - 1 - 3

入学者選抜が入学者選抜の基準および手続きに従って実施されていること。

<評価結果の根拠・分析>

「助産研究科入学試験 合否判定基準」が明文化され、入試科目である専門科目、小論文、個人面接の合否判定基準がそれぞれ決まっている。研究科教授会で、規程に則り助産基礎分野の推薦入試・一般入試・社会人入試および助産教育分野の入学試験の結果を審議している。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 3 - 1 - 4

学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について、恒常的に検証する組織体制・システムが確立されていること。

<評価結果の根拠・分析>

入試委員会において、受験者の動向を踏まえつつ入学者の声を聞き、入学者選抜に関する手続き、推薦書、入試科目、選抜方法の見直しを定期的に検討している。

助産基礎分野の推薦入試においては、2 通の推薦書を 1 通に変更し、入試科目については、2012 年度より一般入試から英語をなくしたが、それによる入学者の修学上の困難や、留年・退学等は認められていない。

さらに、研究科委員会においても、大学院に適した学生を入学者選抜したかどうかを入学後の成績や学習状況などを常に検討している。

<評価結果>

評価基準に適合している。

3 - 2 収容定員と在籍者数

基準 3 - 2 - 1

助産専門職大学院の在籍者数については、収容定員に対して著しい欠員ないし超過が恒常的なものにならないよう対応等が講じられていること。

<評価結果の根拠・分析>

2009 年度から 2013 年度の過去 5 年間の学生の動向を見ると、助産基礎分野は志願者 25 人～35 人、合格者は 18 人～25 人（平均 21 人）であり、30 人の定員の約 7 割の在籍者数である。一方、助産教育分野は、志願者 3 人～8 人であり合格者は、3 人～7 人（平均 4 人）であり、定員 10 人に対し、約 4 割以下に留まっている。

しかし、全国の看護系大学大学院が増加し受験者獲得が激化している今般、急激な減少なく志願者を集め合格者を出している点は、評価に値する。

欠員が恒常的にならないような対応は、広報活動の充実、天使大学看護栄養学部看護学科からの推薦入学基準の再考、魅力ある専門職大学院の教育課程の広報、奨学金の充実等を講じている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

第4章 学生への支援体制

1 基準ごとの分析

4-1 学修支援

基準4-1-1

学生が在学期間中に助産専門職大学院課程の履修に専念できるよう、また、教育の成果をあげるために、助産専門職大学院の目的に照らして、履修指導、学習相談や助言体制の整備が十分になされていること。

<評価結果の根拠・分析>

学生が在学期間中に課程の履修に専念できるよう、また教育課程上の成果をあげるために、基本理念や目的に照らして、入学から修了まで履修指導や学習相談の助言体制の整備がなされている。入学時からメンターシップをとり1名の専任教員が、数名の院生を入学から修了まで担当して、履修および生活面の相談にあたっている。

実習においては、3～5名の院生に2～4名の実習指導教員をプリセプターとして配置して、個々の院生の相談や指導に当たっている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

4-2 生活支援等

基準4-2-1

学生が在学期間中に助産専門職大学院課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援および修学や学生生活に関する相談・助言や支援体制が整備されていること。

<評価結果の根拠・分析>

学生の経済的支援および修学や学生生活に関する相談・助言については、事務局学生課で相談を受ける体制がとられている。奨学金の希望者は、ほとんど希望の奨学金を得ることができている。全体の59.2%が奨学金を得ている。また、学生によっては、就職内定先から奨学金を得ている者もいる。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 4 - 2 - 2

学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のために、保健センター、学生相談室を設置するなど必要な相談・助言体制が整備されていること。

<評価結果の根拠・分析>

学生の健康相談、生活相談のために、保健相談室には保健師 1 名、学生相談に臨床心理士 1 名が対応している。保健相談室への助産学研究科学生の相談件数が、実習前後に増加する傾向がある。

各種ハラスメントの相談については、入学時また折に触れてハラスメントの啓発活動を行っている。

休学等で継続してフォローの必要な学生に関しては、プライバシーの保持に努めながら、複数の教職員で継続した相談体制をとっている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 4 - 2 - 3

学生の能力および適性、志望に応じて、主体的に助産の専門家としての進路を選択できるように、必要な情報の収集、提供、および指導・助言体制が整備されていること。

<評価結果の根拠・分析>

学生の能力および適性、志望に応じて、主体的に助産の専門家としての進路を選択できるように、学生ラウンジに各施設からの募集案内資料の掲示や修了生からの手紙なども公開され、就職のイメージがつかみやすい状況である。就職相談室が設けられ、就職支援専任の就職相談員が常駐していることは学生への情報提供や相談、書類作成上の質問等がしやすい環境になっている。

助産基礎分野の学生は、ほぼ全員が希望した医療機関に就職でき、就職率は 100%である。助産教育分野の学生の就職先は、入学前の職場である臨床現場に戻る者や大学等の助産師養成所に教職を得る者であり、助産教育分野では進路選択は課題となっていない。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

助産基礎分野および助産教育分野の修了後の進路選択は、助産師として実践現場に就職する者、助産教育あるいは臨床指導という教育的役割の仕事に就き、助産の専門家としての進路を選択している。

第5章 教員組織

1 基準ごとの分析

5-1 教員の資格と評価

基準 5-1-1

助産専門職大学院においては、各研究科および専攻の種類ならびに規模に応じて、教育上必要な教員が置かれていること。

<評価結果の根拠・分析>

平成24年度での助産研究科、助産専攻の教員組織は、教授8名、准教授5名、助教2名の15名の専任教員および助手1名、非常勤講師28名で構成されている。うち教授2名、准教授1名の3名は臨床専任教員である。専門職大学院設置基準の要件は満たしている。

助産基礎分野では、基礎科目、実践専門科目、発展・展開科目それぞれに、学生数の規模に応じて、教育上必要な専任教員が配置されている。助産教育分野においても、経験豊かな優れた教授陣が中心となって科目を担当し、助産教育の理論と実践を教授しており、適切に配置されている。(根拠：様式3-表13、表14、表17)

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 5 - 1 - 2

基準 5 - 1 - 1 に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 当該専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者。
- (2) 当該専攻分野について、高度の技術技能を有する者。
- (3) 当該専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者。

<評価結果の根拠・分析>

専門職大学院設置基準を満たしており、教育上必要な教員が置かれている。

担当する専門分野に応じた適切な臨床経験、教育経験を有する教員が配置されている。准教授以上の専任教員は、助産師としての 13～32 年以上の臨床経験、および 4～44 年以上の教育経験を有する高度の技術技能を有している。専任教員は教育上・実践上の実績を有する者で、その担当する専門分野に応じ、優れた知識および経験と高度な技術技能を有し、教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。実務家教員においては、開業助産師としての 15 年以上の経験をもち、卓越した助産臨床能力を有する者が担当している。

(根拠：様式 3-表 14)

<評価結果>

評価基準に適合している。

<改善を要する点>

高度実践家養成を目指す専門職大学院において、助産実践と理論の架橋は重要であり、教育内容・教育水準の維持・向上を図るために、研究活動を行うことが求められる。

専門職大学院では、研究者養成を目的とする大学院と比べ、より教育に比重を置くことが求められ、かつその教員負担が多大であることも理解できるものの、今後、助産実践や教育内容を改善する研究への取り組みにより、専門分野の能力向上を図り、教育水準を高めるための努力をすることが望ましい。

基準 5 - 1 - 3

教員の採用および昇任に関しては、教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

<評価結果の根拠・分析>

教員の採用および昇進に関する審査は「大学院助産研究科教員の採用および昇任の選考に関する規程」に基づいて、助産専門分野における教育や研究、実務経験、教育実績と指導能力、研究業績、病院等での管理・教育の年数、学会・職能団体・社会活動実績等の業績を評価する基準を設け、この基準に従って審査している。

教員の新規採用については、上記の審査の結果、教員として適格と判断した場合、特別教授会で無記名投票を行い、有効投票数の3分の2以上の得票数を得た者を採用候補者として、理事会に諮り、承認が得られれば採用予定者とし、学長は教授会で理事会の審査結果を報告する方法がとられている。

昇任に関しては、研究科長が昇任候補者に履歴書、教育研究業績書、その他必要な資料を提出させ、学長が特別教授会を招集して「昇任候補者選考委員会」を設定し、審議・決定する方法がとられている。助産専門職大学院においては教育をするに相応しい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

現在 50 代以上の専任教員が 9 割を占め、若手教員の数が少ない点が課題である。

(根拠：天使大学大学院助産研究科教員の採用及び昇任の専攻に関する規程)

<評価結果>

評価基準に適合している。

<改善を要する点>

助産の領域で十分な臨床経験を有し、大学院での教育を担うことのできる人材の確保は容易ではないが、若手教員の採用や育成が進んでいないことから、将来を見通した循環性のある教員人事計画が望まれる。

5-2 専任教員の配置と構成

基準5-2-1

助産専門職大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一および別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一および別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員一人あたりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（少数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

<評価結果の根拠・分析>

専門職大学院設置基準において専任教員が15人、その内半数である8名以上が教授であることが求められている。平成24年度の教員組織では、教授8名、准教授5名、助教2名の15名の専任教員および助手1名、非常勤講師28名で構成されており、基準を満たしている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 5 - 2 - 2

5 - 2 - 1 で規定される専任教員は、専攻分野に応じた担当科目に配置されていること。

<評価結果の根拠・分析>

助産基礎分野ならびに助産教育分野の科目において、助産師としての高度の技術技能を有し、特に優れた知識および経験を有する教育上の卓越した指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

助産師免許を有している教員は、基礎科目、実践専門科目、発展・展開科目のほとんどを担当しており、その担当科目数（平均 12 科目）、持ち時間数（平均 20.02 時間/週）が多い。助産師免許を有しない関連他領域の教員（医師、看護師、管理栄養士等）は、それぞれの専門領域を生かし、フィジカル・イグザミネーション、妊産褥婦乳幼児の栄養、助産教育科目、概念形成科目の助産哲学・倫理、発展展開科目の国際助産学Ⅱを担当しているが、担当科目単位数が（平均 0.23 時間/週）と少ない。助産師資格を有する教員と有しない教員とで、担当科目数・時間の差が大きい。助産師免許を有する教員の講義・実習負担が大きく、教員の研究活動の継続に支障をきたす状況にあることが懸念される。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<改善を要する点>

助産師資格を有する教員と有しない教員とで、担当科目数・時間の差が大きく、特に助産師免許を有する教員の講義・実習負担が大きく、教員の研究活動に支障をきたす状況にあることが懸念されることから、組織的な業務の分担等を進めることで負担の軽減に努められたい。

基準 5 - 2 - 3

5 - 2 - 1 で規定される専任教員数のおおむね 3 割以上は、助産に関するおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者であること。

<評価結果の根拠・分析>

専任教員の 3 割にあたる 5 名以上は 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とされている。

15 名の専任教員のうち 11 名は助産師免許を有し、いずれも医療機関等での 5 年以上の実務経験と高度の実務能力を有しており、助産実践を重視した教育目標の達成を可能とする形で教員の配置がなされている。

さらに、実習先の教育指導責任者を非常勤講師として任命し、それを「臨床指導教員」と位置づけている。実習指導のために臨床指導教員 14 名、非常勤 28 名が配置され手厚い指導が行われている。実務家教員基本理念に則り高度専門職業人を育成する教育目的の実現に向けて教員数も 15 人と実践指導を行える教員配置がされている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

第6章 施設、設備および図書館等

1 基準ごとの分析

6-1 施設の整備

基準6-1-1

助産専門職大学院には、その規模に応じて、教員による教育および研究ならびに学生の学修その他、当該助産専門職大学院の運営に必要で十分な種類、規模、質および数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。

<評価結果の根拠・分析>

通常授業に対応できる専用講義室 2 室（定員 45 名/90 名）、ゼミ室（定員 24 名）2 室、ゼミ室（定員 12 名）5 室、実習室（定員 40 名）1 室、教員研究室 9 室（うち 1 室は 3 名で使用）、教員談話室、講師室、大学院生専用ラウンジ（利用席数 72 席）が使用でき、院生全員の専用ロッカーも設置している。学生自習室（利用席数 84 席のうち助産研究科 68 席）は平日 22 時までの利用としているが、土・日および祝日も開放している。これらの施設は、学生や教員の研究・教育活動、学生の学修、大学院運営が支障なく行えるよう整備されている。事務室については全ての事務職員が支障なく職務を行えるだけのスペースが確保されている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

6-2 設備の整備

基準 6-2-1

助産専門職大学院には、教員による教育および研究ならびに学生を支援するのに必要な設備が整備されていること。

<評価結果の根拠・分析>

講義室には、液晶プロジェクター（天井据付）、スクリーン、DVD プレイヤー、ビデオデッキ、OHC（オーバーヘッドカメラ：書画カメラ）、ワイヤレスマイクを各講義室に設置し、多岐にわたる学習形態へ対応できる環境を整備している。自習室には利用者用パソコンを 45 台（うち助産研究科用 29 台）、プリンタも 12 台（うち助産研究科用 8 台）有し、有料コピー機も 1 台設置している。

学内演習に必要な備品等も常備しており、助産研究科の教育目的を十分に達成している。教員研究室は適切に配置されており、個々の教員が利用できる環境にある。

（根拠：表 21）

<評価結果>

評価基準に適合している。

6 - 3 図書館の整備

基準 6 - 3 - 1

図書館には学生の学習および教員の教育研究のために、必要かつ十分な図書および電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されていること。図書館の開館時間は学生の学習および教員の教育研究のために、十分に確保されていること。

<評価結果の根拠・分析>

助産研究科の教育研究を促進するために必要かつ十分な図書資料を収蔵している。洋雑誌については場所や時間の制約を受けない電子ジャーナル(フル・テキスト付の文献検索データベースを含む)を積極的に導入している。CINAHL Plus with Full Text、MEDLINE with Full Text、The Cochrane Library、Science Directなどで3,500誌以上のフル・テキストを利用することができる。資料の整備は助産研究科の図書情報委員によって、計画的・体系的な選書を通して行われている。他方、院生の購入希望などには委員会で対応している。

図書館の開館時間は8時50分から21時50分で、利用に十分応えられる時間を確保している。従来の院生学習室を兼ねた図書館分館はなくし、2010年度末より、図書館分館貸出用は図書館へ移設し、助産研究科に特化した利用が見込まれる図書資料は院生学習室に残して、利用効率を高めるようにしている。平日の時間外や休日の図書の貸し出しが可能となり、利用環境は改善されている。

図書館には検索用として14台、院生学習室には助産研究科用として29台の端末が完備され、前記データベースなどは図書館ホームページから利用することができるようになっている。実習中の図書の貸し出しなどに対しても配慮されている。

(根拠：表 22)

<評価結果>

評価基準に適合している。

<優れた点>

講義・演習を実施する上での設備が整えられている上、学生が利用しやすいように利用環境を改善する努力がなされている。

第7章 管理運営等

1 基準ごとの分析

7-1 管理運営体制

基準7-1-1

助産専門職大学院の管理運営に関する規程等が整備されていること。

<評価結果の根拠・分析>

助産専門職大学院独自の管理運営に関する規程として、「天使大学大学院研究科教授会規程」、「天使大学大学院運営会議規程」、「天使大学大学院校務分掌規程」等が整備されている。また教授会構成員により常設の委員会を組織しているが、その委員会の校務分掌を定めた「天使大学大学院校務分掌規程」等が整備されている。なお、その他に学部、他研究科との共通事項に関することは、共通の規程が整備されている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

7-2 管理運営の仕組み

基準 7-2-1

助産専門職大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい運営の仕組みが整備され、実施されていること。

<評価結果の根拠・分析>

助産専門職大学院独自の管理運営に関する規程として、「天使大学大学院研究科教授会規程」、「天使大学大学院運営会議規程」、「天使大学大学院校務分掌規程」等が整備されている。また教授会構成員により常設の委員会を組織しているが、その委員会の校務分掌を定めた「天使大学大学院校務分掌規程」等が整備されている。なお、その他に学部、他研究科との共通事項に関することは、共通の規程が整備されている。(根拠：天使大学大学院学則第 11 条, 組織図)

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 7 - 2 - 2

重要事項を審議する会議では、助産専門職大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜および教員組織等に関する事項が審議されていること。

<評価結果の根拠・分析>

研究科教授会は、原則構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決については教員の人事に関する事項および学位の授与に関する事項ならびに授与した学位の取消しに関する事項は出席者の3分の2以上の賛成を必要とし、それ以外の事項については出席者の過半数以上の賛成をもって決定としている。

遠方の臨床専任教員は教授会への出席が困難であるため、教育課程の改訂、課程修了の認定等が審議案件となっている場合を除いて、教授会の成立要件を「出勤の状態が常でない専任教員を除き、4分の3以上の出席」と別途定め対応している。

教育研究評議会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決については出席者の過半数以上の賛成をもって決定としている。

助産専門職大学院の運営を担当する研究科長および各種委員会委員長の任免の手続きが規定されている。

遠方の助産所で院長職にある臨床専任教員の研究科教授会の出席に代わるものとして、最近 Web 会議システム（Live on）を導入し、遠隔からの会議参加が可能となったが、その記録が不十分である。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<改善を要する点>

遠方の臨床専任教員の研究科教授会出席に代わるものとして、最近 Web 会議システム（Live on）を導入し、遠隔からの会議参加が可能となったが、その記録が不十分であるため、実施状況を記録に残すことが望まれる。

第8章 点検・評価

1 基準ごとの分析

8-1 結果の公表

基準 8-1-1

助産専門職大学院の教育水準の維持向上を図り、当該助産専門職大学院の社会的使命を達成するために教育活動等の状況について、自ら点検および評価を行い、その結果を公表していること。

<評価結果の根拠・分析>

教育・研究の向上のため、自己点検評価の結果をまとめた「天使大学大学院助産研究科年報」を本学のホームページで公開しているが、公開時期が遅れがちである。年報は、2010年だけが Web 公開されているが、他の年代の年報は公表されていない。2013年度以降は、前年度分を6月までには公開できるように計画されている。

また、学生による授業評価アンケート結果をまとめた「天使大学大学院助産研究科授業評価アンケート報告書」は学内 LAN 掲示板や学生自習室に設置し公表している。さらには評価結果を受けてどのように改善したかの情報も公表することが望まれる。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<改善を要する点>

単年度ごとの年報作成および Web 等での公表が遅れており、遅延の理由を探索し点検・評価システムの改善を検討することが望ましい。

8 - 2 実施体制の整備

基準 8 - 2 - 1

自己点検および評価を行うにあたっては、その趣旨に即し、適切な項目を設定するとともに、適切な実施体制が整えられていること。

<評価結果の根拠・分析>

学校教育法第 109 条の趣旨に則り、自己点検評価委員会が中心となり、さらに助産研究科の専任教員全員で項目毎に自己点検結果を評価し、年報にまとめて教職員に配布するとともに、大学のホームページで公開している。

2009 年度版以降、入学者選抜に関する志願者数をはじめとした試験科目の変更等の情報が欠落している。また、教員の中には一部研究業績の記載が不十分なままに掲示されているものがある。

2010 年以降の年報には、入学者選抜の項目は広報の記載のみであり、志願者数および合格者数等の推移や試験科目の変更等の記載は認められない。入学者選抜の変更による影響や効果についても、年報上に記載することが望ましい。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<改善を要する点>

自己点検および評価の内容に、欠落している項目や不十分な記載があることから適切な項目の設定や記述の徹底・統一に取り組む必要がある。

8 - 3 教育活動等の改善に資する体制

基準 8 - 3 - 1

助産専門職大学院の自己点検および評価の結果は、当該助産専門職大学院の教育活動等の改善に活用するために適切な体制が整えられていること。

<評価結果の根拠・分析>

教育内容および方法の改善を図るため、教員 FD・臨床指導者 FD・特別講義等を年間計画として実施している。また授業評価としては、各授業科目の最終日に学生によるアンケート調査を行い、集計したものを年度末に「天使大学大学院助産研究科授業評価アンケート報告書」としてまとめ、各教員へ配布している。教育活動の改善策について各教員がその報告書を基に、次年度の授業の改善を策定している。

<評価結果>

評価基準に適合している。

8 - 4 評価結果の検証

基準 8 - 4 - 1

自己点検および評価の結果について、当該助産専門職大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

<評価結果の根拠・分析>

2011 年度までは助産研究科総務委員会が自己点検評価活動の業務を担っていたが、2012 年度以降は大学全体として自己点検・評価委員会が担当している。

大学評議会および理事会においては、大学教職員以外の第三者を加えた中での自己点検評価の検証が実施されている。

(根拠：組織図)

<評価結果>

評価基準に適合している。

第9章 情報の公開・説明責任

1 基準ごとの分析

9-1 情報の公表・説明責任

基準 9-1-1

助産専門職大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行および WEB への掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

<評価結果の根拠・分析>

助産専門職大学院の教育活動等の状況については、毎年度「天使大学大学院助産研究科年報」という形で公表している。これまで冊子として発刊していたものを Web で掲載することになった。現在 Web 上に掲載されているのは 2010 年度年報だけであるため、最新版までの過去 5 年分を掲載することが望まれる。

財務にかかわる情報公開については学報「天使」で学園の決算概要として、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書を掲載し、学生、教職員、保護者等に配布している。さらに教育内容等については助産研究科のパンフレットを作成し、オープンキャンパスや相談会等で配布している。

これらいずれも、同時に大学ホームページにも掲載し積極的に情報を提供している。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<改善を要する点>

助産研究科年報は、現在 Web 上に公開されているのは 2010 年度だけであるため、できるだけ速やかに最新版までの過去 5 年分を掲載することが望まれる。

9 - 2 情報公開のための体制整備

基準 9 - 2 - 1

学内外からの要請による情報公開のための規程および体制が整備されていることが望ましい。

<評価結果の根拠・分析>

2011年8月1日には「学校法人天使学園情報公開規程」を制定し、情報公開のための整備は整えられている。

現在のホームページは、担当事務局が中心となり、入試広報委員会と連携をとりながら管理している。

<評価結果>

評価基準に適合している。

天使大学大学院に対する認証評価スケジュール

2013 年

- 1 月 8 日 助産専門職大学院認証評価説明会の開催
- 1 月 30 日 天使大学より、「助産専門職大学院認証評価申請書」を受理
- 6 月 31 日 天使大学より、「自己点検報告書」及び、必要書類の提出
- 8 月 19 日～9 月 27 日(第 1 回～第 4 回)
評価チーム会議にて「調査報告書(案 1)」検討
- 9 月 30 日 天使大学へ「現地調査スケジュール」、「質問事項リスト」、「面談予定者依頼」等を発送
- 10 月 18 日 評価チーム会議にて「調査報告書(案 1)」検討(第 5 回)
- 10 月 21 日 天使大学からの「質問事項に対する回答」、「現地調査時面談予定者」「追加資料」等の受理
- 10 月 27 日 評価チーム会議にて「調査報告書(案 1)」検討 (第 6 回)
- 10 月 28 日～10 月 29 日 現地調査実施
- 10 月 29 日～11 月 11 日 「調査報告書案 (2)」検討
- 11 月 18 日 評価委員会で「調査報告書案 (2)」検討
- 11 月 20 日～12 月 10 日
評価チーム会議にて「評価報告書(原案)」検討
- 12 月 15 日 天使大学に「評価報告書原案」の送付
(報告書への意見申し立て、事実誤認等の確認)

2014 年

- 1 月 10 日 天使大学より「評価報告書(原案)」についての意見申し立ての返送
- 1 月 11 日～2 月 1 日まで
評価チームにて「評価報告書(原案)」の修正の検討
- 2 月 5 日 本機構理事会にて「評価報告書 (原案)」の報告・検討
- 3 月 12 日 本機構認証評議会にて「「評価報告書 (原案)」について検討・承認
- 3 月 14 日 本機構理事会への評議会結果の報告・承認
- 3 月 31 日 天使大学及び文部科学省へ評価結果の提出
- 4 月 1 日以降 公表

平成 25 年度認証評価 天使大学提出資料一覧

1. 学生募集要項
2. 大学パンフレット（大学院）
3. 助産研究科リーフレット
4. 学生生活ガイドブック
5. 履修要項・授業概要
6. 指定規則対比表
7. 学生生活についての調査報告書
8. 授業評価アンケート報告書
9. オフィスアワー一覧表
10. 学生相談室・保健相談室活動報告書(リーフレット含む)
11. 時間割
12. 天使大学大学院学則
13. 天使大学大学院助産研究科履修規程
14. 天使大学大学院助産研究科再入学に関する規程
15. 天使大学大学院科目等履修生規程
16. 天使大学大学院研究生に関する規程
17. 大学院の専任教員の新規授業科目担当および非常勤講師の採用の審査に関する申し合わせ
18. 天使大学長期履修学生規程
19. 天使大学大学院運営会議規程
20. 天使大学大学院校務分掌規程
21. 天使大学大学院助産研究科専任教員の採用及び昇任の選考に関する規程
22. 天使大学大学院助産研究科教員選考委員会規程
23. 天使大学大学院臨床専任教員内規
24. 学校法人天使大学ハラスメントの予防と解決に関する規定
25. 天使大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規定（リーフレットを含む）
26. 天使大学ハラスメント防止および問題解決のためのガイドライン
27. 学校法人天使学園寄附行為
28. 助産研究科教授会議事録
29. 自己点検評価委員会議事録
30. 臨床指導者会議議事録
31. 12年度臨地実習要綱
32. 助産教育分野単位付与の進め方（マタニティーサイクル助産ケア、助産薬理学、健康教育論）
33. 教育分野マタニティーサイクル助産ケア統合実習評価表
34. 分野別入学者内訳

35. 大学院入試学者選抜要項・研究科入試結果（2009～2013）
36. 特別統合課題研究発表会プログラム
37. 研究科課題研究テーマ一覧
38. 卒業生の評価に関する資料
39. 図書館利用のしおり
40. 図書館入館者統計表
41. 授業評価アンケート報告書
42. 2008年－2010年年報
43. 天使大学紀要（2011,2012）
44. 就職活動ガイドブック2012
45. 学生相談室のご案内
46. 学生相談室・保健相談室活動報告書
47. メンター教員配置表

資料1 平成25年度 助産専門職大学院評価関連委員会等名簿

平成25年度 特定非営利活動法人 日本助産評価機構

役員

理事長	堀内 成子	聖路加看護大学 教授 聖路加産科クリニック 副所長
副理事長	中島 桂子	中島助産院 院長
理事	石川 紀子	総合母子保健センター愛育病院 助産師長
理事	葛西 圭子	社団法人日本助産師会 専務理事
理事	春名めぐみ	東京大学 准教授
理事	平澤美恵子	元 日本赤十字看護大学 教授
理事	中根 直子	日本赤十字社医療センター 師長
理事	大石 時子	東京医療保健大学 教授
監事	小田切房子	公益社団法人 日本助産師会 理事
監事	近藤 潤子	天使大学大学院助産研究科 特任教授

平成 25 年度 特定非営利活動法人日本助産評価機構

助産教育評価部・評議会

教 育	恵美須文枝	亀田医療大学 教授
	濱田 悦子	日本赤十字看護大学 客員教授
	平澤美恵子	元 日本赤十字看護大学 教授
実 践	中根 直子	日本赤十字社医療センター 師長
	武田 智子	社団法人日本助産師会 助産所部会長、 八千代マタニティセンター武田助産院院長
	堀内 成子	聖路加産科クリニック 副所長
有 識 者	青野 敏博	徳島大学 名誉教授
	梶田 叡一	環太平洋大学 学長
	高岡 香	保良・高岡法律事務所 弁護士

(五十音順・敬称略)

平成 25 年度 特定非営利活動法人日本助産評価機構
助産専門職大学院認証評価 評価チーム

認証評価部部长 平澤 美恵子 元 日本赤十字看護大学 教授

主 査 堀内 成子 聖路加看護大学 教授
聖路加産科クリニック 副所長

副 査 江藤 宏美 長崎大学 教授

評価員 春名 めぐみ 東京大学 准教授

平成 25 年度 特定非営利活動法人日本助産評価機構

助産教育評価部・異議審査委員会

安達久美子 首都大学東京健康福祉学部 教授

内田 卿子 元 財団法人日本医療機能評価機構 特別審査委員

岡本喜代子 社団法人日本助産師会 会長

宮澤 潤 宮澤潤法律事務所 所長

森 明子 聖路加看護大学 教授

(五十音順・敬称略)

資料 2

助産専門職大学院の評価基準

第 1 章 教育の理念・目的

助産専門職大学院の目的は、専門的な助産知識及び、高度な助産技術および他職種との協働を含む管理的な能力を身につけた実践者、あるいは、教育指導者として幅広い教養、豊かな人間性ならびに高い職業倫理等を備えた助産師を養成することにある。助産専門職大学院は 21 世紀の社会において助産師に期待される役割を十全に果たし、国際的に通用するような人的基盤の確立という重要な使命を担っている。

助産専門職大学院は、この理念・目的ならびに教育目標を掲げ、その実現に向けて教育活動等を行うに必要な組織・制度を整備し、人材育成を行うことが肝要である。

この章においては、評価対象となる助産専門職大学院の理念として、教育に対する価値観や使命および、それを実現するための教育目的について評価を行う。

助産専門職大学院の理念・目的とは、基本となる教育方針や養成すべき人材像など、当該専門職大学院の構成員が一丸となって実現を目指すべき方向である。また教育目標とは、目的の実現のために設定される具体的な到達課題であり、適切な方法によってその達成度の評価が可能なものである。

1-1 助産専門職大学院の理念

1-1-1

助産専門職大学院においては、その理念を明確に定め、それを教育目的や教育目標として、教育課程に反映していること。

解釈指針 1-1-1-1

助産専門職大学院の理念、が明文化されていること。

解釈指針 1-1-1-2

助産専門職大学院の教員は、その理念がどのように教育内容に反映されているかを明確に説明できること。

1-1-2

助産専門職大学院においては、その理念を学内に周知し、学外に公表していること。

解釈指針 1-1-2-1

助産専門職大学院の教職員・学生および学外に対して、その理念は WEB 等により知らされていること。

- 助産専門職大学院の組織（表 1）
- 教育上の理念・目的、養成しようとする助産師像等の明文化された冊子等の該当箇所（研究科・専攻科概要、入学者選抜要項、WEB 等の抜粋）
- 開講授業科目一覧（表 2）
- シラバスの授業計画、科目概要など授業内容を示した箇所

1-2 助産専門職大学院の教育目的

1-2-1

助産専門職大学院においては、その教育目的を明確に定めていること。

解釈指針 1-2-1-1

助産専門職大学院の教育目的が明文化されていること。

解釈指針 1-2-1-2

助産専門職大学院の教育目的は、高度な助産専門職業人が備えるべき高い倫理観、質の高い助産実践に必要な学識とその応用能力を涵養することができるような目的であること。

1-2-2

助産専門職大学院においては、その教育目的に適った教育が実施され、成果を上げていること。

解釈指針 1-2-2-1

助産専門職大学院の教育の成果は、学生の学業成績および在籍状況ならびに修了者の進路および活動状況を総合的に勘案して判断されていること。

- 教育上の理念・目的、養成しようとする助産師像等の明文化された冊子等の該当箇所（専攻科概要、入学者選抜要項、WEB 等の抜粋）
- 履修モデルなど、教育課程編成のコンセプトが明示された資料
- 修了者の進路及び活動状況（助産師国家試験の受験・合格状況、修了生の就職先）が把握できる資料
- 修了生の進路状況（表 3-①）、修了生の国家試験受験状況（表 3-②）
- 各種資格取得状況が把握できる資料
- 進路先などの関係者に対するアンケートが実施されている場合、そのデータ等

第 2 章 教育課程

助産専門職大学院の教育課程は、それぞれの助産専門職大学院固有の理念に沿って教育研究活動等を展開し、着実に教育成果を上げることが期待されている。

教育課程は、高度の専門性が求められる助産という職業を担うための深い学識および卓越

した能力を養えるよう、助産専門職大学院の目的ならびに目標に即して、適切に編成されなければならない。

教育課程の編成にあたっては、助産専門職大学院の目的ならびに教育目標にふさわしい授業科目を体系的に配置する必要がある。

助産専門職大学院が十分な教育上の成果をあげるためには、履修形態に応じた適切な教育方法を整備すること、とりわけ、理論と実務の架橋を図る教育方法を導入し、効果的に実施する体制を整えることが必要である。

学生に対しては、授業の内容・方法、履修要件等について、シラバスを通じてあらかじめ明示しなければならない。

成績評価ならびに単位認定にあたっては、助産専門職大学院の目的を踏まえ、評価の公正性および厳格性を担保できる適切な仕組みを導入しなければならない。また、それらの基準および方法に基づいて成績評価や単位認定を行う必要がある。

教育目標を達成するために、入学前における学生の経験や修得知識の多様性を踏まえた履修指導体制を整備するとともに、学生の学修意欲をいっそう促進する適切な履修指導を行う必要がある。

さらに、助産専門職大学院は、教育活動等を通じていかなる教育効果があがっているかを不断に検証することが重要である。そのためには教育効果を測定する上で有効な種々の方法を開発・活用するとともに、教育内容・方法等の改善を図るための組織的な体制を整備し、恒常的に改善努力を行うことが必要である。

2-1 教育内容

2-1-1

高度な助産実践に必要な授業科目が配置されていること。授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものとなっていること。

解釈指針 2-1-1-1

科目群は、原則として(1)基盤助産科目群(2)応用助産科目群(3)統合助産科目群(4)その他をさす。

(1)基盤助産科目群は、自立して、マタニティサイクルにおける正常とその逸脱を判断でき、ケアに必要な高度な知識と技術を修得するための科目をさし、それらには、ウィメンズヘルスに関する広範な知識の修得、生殖先端医療に伴う生命倫理、遺伝に関するケア能力を修得する科目等を含むこと。(2)応用助産科目群は、高度な助産技術および他職種との協働を含む管理的な能力、あるいは教育指導に携わる能力、応用的・先端的な助産領域に関する内容、国際的な母子保健問題に対応する能力、その他の助産に関する多様な内容の修得科目群であって、基盤助産科目群以外のものが助産専門職大学院の理念に基づいて構成されていること。(3)統合科目群は、助産における理論と実践を統合し、エビデンスに基づいた質の高い実践力を修得する科目等を含むこと。(4)その他は上記以外の科目をさす。

解釈指針 2-1-1-2

専門職業人としての職業倫理に関する授業科目を設けていること。

2-1-2

カリキュラム編成においては、授業科目が必修科目、選択必修科目、選択科目等に適切に分類され、学生による履修が系統的・段階的に行えるよう適切に配置されていること。また、学生に対して、授業の内容・方法、履修要件等について、シラバスを通じてあらかじめ明示されていること。

2-1-3

各授業科目における授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

- 教育上の理念・目的、養成しようとする助産師像等の明文化された冊子等の該当箇所（専攻科概要、入学者選抜要項、WEB等の抜粋）
- 開講授業科目一覧（表2）
- シラバスの授業計画、科目概要など授業内容を示した箇所
- 基礎となる課程のカリキュラムが把握できる資料口授業科目別学生数（表4）
- 実習内容一覧（表5）
- 授業時間割表

2-2 教育方法

2-2-1

助産専門職大学院においては、講義・事例検討・実習または質疑応答・討議その他の方法による少人数による双方向的あるいは多方向的な密度の高い教育を行うことが基本であることに鑑み、同時に授業を行う学生数が適切な規模に維持されていること。

解釈指針 2-2-1-1

助産専門職大学院においては、すべての授業科目について、当該授業科目の性質および教育課程上の位置づけに鑑みて、基準2-2-1に適合する数の学生に対して授業が行われていること。

解釈指針 2-2-1-2

基準2-2-1にいう「学生数」とは、実際に当該授業科目を履修する者全員の数を指し、次に挙げる者を含む。

- ① 当該授業科目を再履修している者
- ② 当該授業科目の履修を認められている対象専門職大学院学生および科目等履修生

2-2-2

助産専門職大学院における授業は、次に挙げる事項を考慮したものであること。

- (1) 効果的に履修できるような方法で授業を実施していること。
- (2) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学修を充実させるための措置が講じられていること。

解釈指針 2-2-2-1

「授業時間外における学修を充実させるための措置」としては、例えば次に挙げるものが考えられる。

- ① 授業時間割が学生の自習時間を考慮したものであること。
- ② 関係資料が配布され、予習事項等が事前に周知されていること。
- ③ 予習または復習に関して、教員による適切な指示がなされていること。

- ④ 業時間外の自習が可能となるように、自習室スペースや教材、データベース等の施設、設備および図書が備えられていること。

2-2-3

助産専門職大学院は、履修科目の履修登録の上限を設定し、学生が1年間または学期毎に履修科目として登録する単位数の上限を定めていること。

- 開講授業科目一覧（表2）
- 授業科目別学生数（表4）
- シラバスの授業計画、科目概要など授業内容を示した箇所
- 授業時間割表
- 予習・復習のために配布した資料等
- 成績評価のための方法と基準を示す資料
- 時間外に自習可能な施設・設備に関する資料

2-3 実習指導体制

2-3-1

助産実習科目の履修については、助産専門職大学院の目的を達成するために必要な実習の内容と方法が具体的に示されていること。

解釈指針 2-3-1-1

実習の具体的な内容や方法が、実習要綱に明文化され、学生と教員の双方に配布され、更に各実習施設にも常置されて、その内容や方法が周知されるよう努めていること。

解釈指針 2-3-1-2

実習要綱は、定期的にその内容が見直され、適宜改訂するよう努めていること。

2-3-2

助産実習科目の履修に際しては、学生個々の能力レベルに応じた指導体制の配慮がなされていること。

2-3-3

助産専門職大学院は、実習科目を履修する実習施設に、助産専門職大学院の目的を達成するために、1名以上の適切な指導能力を有する臨床指導者が配置されていること。

解釈指針 2-3-3-1

「臨床指導者」とは、実習施設において学生の臨床指導を主たる業務とする助産師のことをいう。この者には、実習施設に所属する助産師のほか、助産専門職大学院の実務家教員である助産師、助産専門職大学院が必要に応じて採用する非常勤の助産師等が含まれる。

解釈指針 2-3-3-2

「適切な指導能力を有する臨床指導者」とは、適切な指導のために助産師としての実務経験や教育経験等を有し、特に高い倫理観、豊かな人間性をあわせもつ者が望ましい。

2-3-4

各実習施設に同時に配置する学生数は、当該実習施設の規模に応じ、実習の目的を達成するにふさわしい数であること。

解釈指針 2-3-4-1

「実習の目的を達成するにふさわしい数 J」とは、実習施設で対象となる妊産婦・褥婦・新生児の数に鑑み、実習の到達度が保証される学生の配置数をいう。

2-3-5

助産専門職大学院では、実習施設および臨床指導者と連携をとり、実習内容の質の向上に努めていること。

解釈指針 2-3-5-1

助産専門職大学院と実習施設の間で実習連絡会議や実習指導者相談会などが組織されており、定期的に公的な話し合いがもたれていること。

2-3-6

助産専門職大学院は、実習科目の目的に合致した助産活動を行っている実習施設を確保していること。

- 開講授業科目一覧（表 2）
- 実習内容一覧（表 5）
- シラバスの授業計画、科目概要など授業内容を示した箇所
- 授業時間割表
- 実習要綱
- 個々の学生の背景に応じた配慮がなされていることが明示されている資料
- 実習科目別実習施設一覧（表 6）等実習受け入れ先等実施状況が把握できる資料
- 実習施設別概要：設備備品の整備等（表 7）
- 学生定員及び在籍学生数（表 8）

2-4 成績評価および修了認定

2-4-1

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という）が、学生の能力および資質を正確に反映するよう客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価基準に従って、成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報と共に学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮、がなされていること。

解釈指針 2-4-1-1

基準 2-4-1(1) における成績評価の基準として、科目の性質上、不適切な場合を除き、成績評価のあり方についての方針の設定、成績評価における考慮要素があらかじめ明確に示されていること。

解釈指針 2-4-1-2

基準 2-4-1(2) における措置として、例えば次のものが考えられる。

- ① 成績評価について説明を希望する学生に対して、説明の機会が設けられていること。また、そのことがシラバス等に明文化されていること。
- ② 科目間や担当者間の採点分布に関するデータが関係教員の間で共有されていること。

解釈指針 2-4-1-3

基準 2-4-1(3) にいう「必要な関連情報」とは、筆記試験を行った場合については、当該試験における成績分布等に関するデータのことをいう。

解釈指針 2-4-1-4

基準 2-4-1(4) にいう「適切な配慮」とは、筆記試験において合格点に達しなかった者に対して行われる試験（いわゆる再試験）についても厳正な成績評価が行われていること。また、該当学期の授業につき一定のやむを得ない事情により筆記試験を実施することができなかった者に対して行われる試験（いわゆる追試験）について、受験者は不当な利益または不利益を受けることのないように配慮されていることなどを指す。

2-4-2

学生が在籍する助産専門職大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該助産専門職大学院における単位を認定する場合は、当該助産専門職大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ厳正で、客観的な成績評価が確保されていること。

2-4-3

助産専門職大学院の修了要件は、専門職大学院設置基準の定めを満たすものであること。この場合において、次に掲げる取り扱いをすることができる。

- (1) 教育上有益であるとの観点から、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を助産専門職大学院が修了要件として定める 30 単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、当該助産専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。
- (2) 教育上有益であるとの観点から、当該助産専門職大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、(1) による単位と合わせて助産専門職大学院が修了要件として定める 30 単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、当該助産専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

解釈指針 2-4-3-1

修了の設定に必要な修得単位数は、助産専門職大学院が適切に設定する。

2-4-4

教育内容および方法の改善を図るために、組織的な研究および研修を継続的かつ効果的に行う体制（FD 体制）が整備され、実施されていること。

また、学生および教員による授業評価が組織的に実施されていること。学生による授業評価、教員評価等を総合的に判断し、その結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されていること。

解釈指針 2-4-4-1

学生による授業評価および教員による授業評価に加えて、就職先等からの評価を実施することが望ましい。

- 成績のランク分け、各ランクの分布の在り方についての方針の設定、成績評価における考慮要素の明確化等が明示された規則等
- シラバスの成績評価内容を示した箇所
- 実際の各科目成績評価の分布状況が把握できる資料
- 各種試験（期末試験、再試験、追試験等）の実施要領、実施状況が把握できる資料
- 修了に必要な修得単位数など、修了要件、修了認定に関して定めた規則
- 他の機関における履修による単位認定に関して定めた規則
- 他の機関において修得した授業科目の内容が把握できる資料等

第3章 入学者選抜

助産専門職大学院は、それぞれの助産専門職大学院の理念・目的ならびに教育目標を達成することができるよう、適切な入学者選抜の方針を定め、それに基づいて適切かつ公正に学生を受け入れなければならない。さらに助産専門職大学院は、教育効果を高めるために、入学者選抜の方針・方法等について不断に検証し、その改善・向上に努めることが必要である。

3-1 入学者選抜

3-1-1

助産専門職大学院は、入学者選抜について、公平性、透明性、多様性の確保を前提とし、助産専門職大学院の理念・目的に照らして、適切な選抜方針、選抜基準および選抜手続きを明確に規定し、公開していること。

解釈指針 3-1-1-1

助産専門職大学院には、入学者の能力等の評価、その他の入学者選抜に係る業務を行うための責任ある体制がとられていること。

解釈指針 3-1-1-2

入学志願者に対して、当該助産専門職大学院の理念・目的、設置の趣旨、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法等について、事前に周知するように努めていること。

3-1-2

入学者選抜にあたっては、助産専門職大学院において教育を受けるために必要な入学者の能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

解釈指針 3-1-3-1

入学者選抜において、複数の適性試験の結果を考慮する場合、その内容・方法は適切であること。また、その内容・方法が事前に公表されていること。

3-1-3

入学者選抜が入学者選抜の基準および手続きに従って実施されていること。

3-1-4

学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について、恒常的に検証する組織体制・システムが確立されていること。

- 入学者選抜業務に関する体制（実施体制）等に関して定められた規則
- アドミッション・ポリシー本文（入学者選抜要項等の刊行物やWEBなど、公表されている資料の抜粋）
- 公表・周知の状況が把握できる資料（刊行物の配布先・配布数・WEBの利用状況等）
- 入学者選抜要項
- 過去3年間の入学試験問題
- 入学者選抜の審査基準に関して定めた規則
- 入学試験成績の開示に関する資料
- 入学者選抜に関する体制等の見直しがなされていることが解る会議資料、議事録等

3-2 収容定員と在籍者数

3-2-1

助産専門職大学院の在籍者数については、収容定員に対して著しい欠員ないし超過が恒常的なものにならないよう対応等が講じられていること。

解釈指針 3-2-1-1

基準 3-2-1 に規定する「収容定員」とは、入学定員の2倍の数をいう。また、同基準に規定する「在籍者」には、休学者を含む。

解釈指針 3-2-1-2

在籍者数が収容定員に対して著しい欠員ないし超過になった場合には、かかる状態が恒常的なものにならないための措置が講じられていること。

- 志願者・合格者・入学者数の推移（表9）
- 学生定員及び在籍学生数（表8）
- 助産専門職大学院の運営に関する委員会の議事録等

第4章 学生への支援体制

助産専門職大学院は、それぞれの助産専門職大学院の目的ならびに教育目標を達成することができるよう、学生の心身の健康や経済状況等に関する相談・支援体制等の学修環境を整備することを通じて、学生生活に適切に配慮しなければならない。

4-1 学修支援

4-1-1

学生が在学期間中に助産専門職大学院課程の履修に専念できるよう、また、教育の成果をあげるために、助産専門職大学院の目的に照らして、履修指導、学習相談や助言体制の整備が十分になされていること。

解釈指針 4-1-1-1

履修指導においては、助産専門職大学院が掲げる目的に照らして適切なガイダンスが実施されていること。

解釈指針 4-1-1-2

助産の有資格者および未資格者それぞれに応じた履修指導の体制が整備され、履修指導が効果的に行われていること。

口説明会、ガイダンス等の履修指導の実施状況が把握できる資料

口説明会、ガイダンス等で配布された資料、担当者及び対象者の参加状況が把握できる資料

4-2 生活支援等

4-2-1

学生が在学期間中に助産専門職大学院課程の履修に専念、できるよう、学生の経済的支援および修学や学生生活に関する相談・助言や支援体制が整備されていること。

解釈指針 4-2-1-1

助産専門職大学院は、多様な措置（奨学金基金、修了生等の募金、他の団体等が給付または貸与する奨学金への応募の紹介等）によって学生が奨学金制度等を利用できるように整備されていること。

4-2-2

学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のために、保健センター、学生相談室を設置するなど必要な相談・助言体制が整備されていること。

4-2-3

学生の能力および適性、志望に応じて、主体的に助産の専門家としての進路を選択できるように、必要な情報の収集、提供、および指導・助言体制が整備されていること。

解釈指針 4-2-3-1

学生がそれぞれの目指す進路の選択ができるように、適切な相談窓口を設置するなど、支援体制が整備されていること。

学修相談、助言体制に関して定められた規則

学生の意見を汲み上げる制度が把握できる資料

相談・助言、支援体制の整備状況

奨学金や教育ローンなどの募集要項、規則、利用実績が把握できる資料

奨学金給付・貸与状況（表 11）

授業料等減免の状況（表 12）

学修相談のために整備された施設等に関する資料

各種ハラスメント等に対応するための委員会の規則、ガイドライン

保健センター、学生相談室等の概要

学生の利用状況や具体的事例が把握できる資料（健康相談、学習相談等について）

進路選択について学生に配慮していることが把握できる資料

職業支援（キャリア支援）に関する委員会、センターの概要、組織図

進路説明会、進路指導等の実施状況が把握できる資料

- オフィスアワーが設定されている場合、シラバス等その内容の明示された資料や周知状況の把握できる資料（刊行物、プリント、WEBの該当箇所等）

第5章 教員組織

助産専門職大学院は、それぞれの助産専門職大学院の目的および教育目標を達成することができるよう、適切な教員組織を設けるとともに、これにふさわしい教員を配置することが必要である。また、助産専門職大学院は、将来にわたり教育活動等を維持するに十分な教育能力や専門的知識・経験を備えた教員を任用するために、透明性のある手続を定め、その公正な運用に努めなければならない。

5-1 教員の資格と評価

5-1-1

助産専門職大学院においては、各研究科および専攻の種類ならびに規模に応じて、教育上必要な教員が置かれていること。

5-1-2

基準 5-1-1 に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 当該専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者。
- (2) 当該専攻分野について、高度の技術技能を有する者。
- (3) 当該専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者。

5-1-3

教員の採用および昇任に関しては、教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

- 教員組織等（表 13、表 14、表 15、表 16、表 17、表 18）
- 開講授業科目一覧（表 2）
- 教員の採用及び昇任に関する規則等
- 教員の採用及び昇任に関する委員会組織、役割と責任、及び関連が把握できる資料
- 改善のために設置された組織に関して定められた規則
- 授業評価アンケートを行っている場合、そのデータ等
- 自己点検および自己評価等の評価の検証に関する資料
- ファカルティ・ディベロップメントに関する委員会や講演会等に関する資料（議事録、配付資料、参加状況等）

5-2 専任教員の配置と構成

5-2-1

助産専門職大学院には、専攻ごとに、平成 11 年文部省告示第 175 号の別表第一および別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の 1.5 倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第 2 号、別表第一および別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示

の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員一人あたりの学生の収容定員に 4 分の 3 を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき 1 人の専任教員が置かれていること。

解釈指針 5-2-1-1

各教員の担当科目数や担当時間数について、極端な偏りがないよう配慮されていること。

解釈指針 5-2-1 2

各教員の年齢構成に著しい偏りがないように努めていること。

5-2-2

5-2-1 で規定される専任教員は、専攻分野に応じた担当科目に配置されていること。

5-2-3

5-2-1 で規定される専任教員数のおおむね 3 割以上は、助産に関するおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者であること。

□教員組織等（表 14、表 15、表 16、表 17、表 18）

第 6 章 施設、設備および図書館等

助産専門職大学院は、それぞれの助産専門職大学院の目的ならびに教育目標を達成することができるよう、学生数・教員数の組織規模等に応じて、適切に施設・設備を整備するとともに、教育活動等に十分な図書などの資料を整備する必要がある。助産専門職大学院は、コンピュータ-その他の情報関連設備を含めて、教育形態に対応する施設・設備を整える必要がある。

6-1 施設の整備

6-1-1

助産専門職大学院には、その規模に応じて、教員による教育および研究ならびに学生の学修その他、当該助産専門職大学院の運営に必要で十分な種類、規模、質および数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。

解釈指針 6-1-1-1

教室、演習室、実習室は、当該助産専門職大学院におけるすべての授業を支障なく、効果的に実施することができるだけの規模、質および数が備えられていること。

解釈指針 6-1-1-2

教員室は、少なくとも各専任教員につき 1 室が備えられていることが望ましい。非常勤教員につい

では、勤務時間に応じて、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができるだけのスペースが確保されていることが望ましい。

- 助産専門職大学院管理の施設の概要・見取り図等
- 施設の整備計画・利用計画が把握できる資料
- 講義室・演習室の面積・規模（表 19）
- 専任教員の研究室（表 20）

6-2 設備の整備

6-2-1

助産専門職大学院には、教員による教育および研究ならびに学生を支援するのに必要な設備が整備されていること。

- 助産専門職大学院管理の施設の概要・見取り図等
- 施設の整備計画・利用計画が把握できる資料
- 講義室・演習室の面積・規模（表 19）
- 専任教員の研究室（表 20）
- 教育研究のための機器・備品の数（表 21）

6-3 図書館の整備

6-3-1

図書館には学生の学習および教員の教育研究のために、必要かつ十分な図書および電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されていること。図書館の開館時間は学生の学習および教員の教育研究のために、十分に確保されていること。

- 図書館案内・利用規程等
- 図書館に携わる職員に関する資料
- 図書・資料の所蔵数（表 22）
- 図書館に備えられた機器のリスト（表 23）

第 7 章 管理運営等

助産専門職大学院は、それぞれの助産専門職大学院の目的ならびに教育目標を達成することができるよう、明文化された学内規程等に従って適切に管理運営を行わなければならない。

管理運営に関する規程等の整備とその運用にあたっては、管理運営組織の独自性・自主性、意思決定の適切性・効率性、自律性等に十分に配慮しなければならない。

また、助産専門職大学院の管理運営は、関係する学部・研究科や全学的諸機関との適切な連携のもとに行われることが必要である。

7-1 管理運営体制

7-1-1

助産専門職大学院の管理運営に関する規程等が整備されていること。

7-2 管理運営の仕組み

7-2-1

助産専門職大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい運営の仕組みが整備され、実施されていること。

解釈指針 7-2-1-1

助産専門職大学院の運営に関する重要事項を審議する会議組織がおかれていること。助産専門職大学院の運営に関する会議は、当該助産専門職大学院の専任教授により構成されていること。ただし、運営に関する会議の定めるところにより、准教授その他の職員を加えることができる。

解釈指針 7-2-1-2

助産専門職大学院には、運営に関する専任の長が置かれていること。

7-2-2

重要事項を審議する会議では、助産専門職大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜および教員組織等に関する事項が審議されていること。

解釈指針 7-2-2-1

「専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員 J（平成 15 年文部科学省告示第 53 号第 2 条第 2 項）により助産専門職大学院の専任教員とみなされる者においては、助産専門職大学院の教育課程の編成等に関して責任を担うことができるように配慮されていること。

解釈指針 7-2-2-2

教学およびその他の管理運営に関する重要事項については、教授会等の助産専門職大学院固有の専任教員組織による決定が尊重されていること。助産専門職大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準が設けられ、かつ、適切に運用されていること。

組織・運営に関する規定等

助産専門職大学院の運営に関する委員会の議事録等

過去 3 年間の決算、及び向こう 2 年間の予算に関する資料

教育・研究に関する助成の状況（表 24）

専任教員の個別研究費等（表 25）

第 8 章 点検・評価

助産専門職大学院は、それぞれの助産専門職大学院の目的ならびに教育目標を達成する

ことができるよう、教育研究を適切な水準に維持するとともに、その活動を不断に点検・評価し、改善・向上に結び付ける必要がある。また、助産専門職大学院は、自己点検・評価の結果を広く社会に公表しなければならない。

8-1 結果の公表

8-1-1

助産専門職大学院の教育水準の維持向上を図り、当該助産専門職大学院の社会的使命を達成するために教育活動等の状況について、自ら点検および評価を行い、その結果を公表していること。

- 教育活動等に関する重要事項を公表した資料等
- 自己点検及び評価報告書
- 自己点検及び評価結果の掲載された刊行物、WEB等

8-2 実施体制の整備

8-2-1

自己点検および評価を行うにあたっては、その趣旨に即し、適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

解釈指針 8-2-1-1

助産専門職大学院には、教育活動等に関する自己点検および評価を行う組織が設置されていること。

- 自己点検及び評価の実施体制等に関して定められた規則
- 自己点検及び評価の活動状況が把握できる資料
- 教育活動等の状況を掲載した刊行物、WEB等

8-3 教育活動等の改善に資する体制

8-3-1

助産専門職大学院の自己点検および評価の結果は、当該助産専門職大学院の教育活動等の改善に活用するために適切な体制が整えられていること。

解釈指針 8-3-1-1

自己点検および評価においては、当該助産専門職大学院における教育活動等を改善するための目標を設定し、その目標を実現するための方法および取り組みの状況等について示されていることが望ましい。

- 自己点検及び評価の活動状況が把握できる資料
- 自己点検評価の結果に基づく改善の目標とその取り組み状況が示されている資料

8-4 評価結果の検証

8-4-1

自己点検および評価の結果について、当該助産専門職大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

解釈指針 8-4-1-1

助産専門職大学院の自己点検および評価に対する検証を行う者においては、助産実務に従事し、助産専門職大学院の教育について広くかつ高い見識を有する者を含むことが望ましい。

自己点検および評価結果について、第三者が検証することが示されている資料

第9章 情報の公開・説明責任

助産専門職大学院は、透明性の高い運営を行うとともに、自らの諸活動の状況につき、社会に対し積極的に情報公開に努め、その説明責任を果たすことが必要である。

9-1 情報の公表・説明責任

9-1-1

助産専門職大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行およびウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

解釈指針 9-1-1-1

教育活動の状況については、当該専門職大学院の理念、目的、教育課程、教員組織等について公表されていること。

教育活動等の状況を掲載した刊行物、WEB等

9-2 情報公開のための体制整備

9-2-1

学内外からの要請による情報公開のための規程および体制が整備されていることが望ましい。

情報公開のための規程および体制の整備について明示されている資料

III 附 則

本評価基準は、平成19年11月20日を制定日とし、当機構が認証評価機関として文部科学大臣の認証を受けた平成20年4月8日を施行日とする。



〔平成 2 5 年度 助産専門職大学院認証評価 評価報告書〕

発行日：2014 年（平成 26 年）3 月

発行：特定非営利活動法人 日本助産評価機構

〒111-0054 東京都台東区烏越 2 丁目 12-2

日本助産師会館 3 階

